

# 会議録

平成31年3月7日(木)  
場 所 3階 第1研修室

会議名：第3回平成31年度予算等審査特別委員会

出席委員：相澤委員長、吉田副委員長、佐藤委員、新井田委員、平野委員、竹田委員  
手塚委員、福嶋委員、鈴木委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後5時30分  
事務局 福 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1.委員長挨拶

**相澤委員長** 定刻になりましたので、ただいまから、3月6日に引き続き、第3回平成31年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりですが、総務課防災担当より前日配付した資料について、説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

加藤（崇）主査。

**加藤(崇)主査** おはようございます。

総務課総務グループの加藤です。総務課追加資料について、説明をさせていただきます。

総務課追加資料1、1ページから2ページをお開きください。

町内避難所の備蓄資材非常用電源の有無と各電源の性能について、記載しております。

移動型電源の性能につきましては、約13ℓのガソリンが入るもので、1回の給油で最大で約20時間近くの稼働が可能です。性能の欄には、一度に同時使用可能な電化製品の例として、記載をしております。

続いて、3ページをお開きください。

現在保有している備蓄品と今後の購入予定について、記載をしてあります。よろしくご審議をお願いいたします。

**相澤委員長** 説明終わりましたが、これについて何かございましたでしょうか。

竹田委員。

**竹田委員** いま非常電源、これ説明受けたのだけれども、移動型書いているんだけど、例えば発電機の規模、なんで証明するのかわからないけれども、何キロ、何ボルトというたぶんそういう機械によって付いていると思うんだけど、使える性能のあれはこのくらい使えるよっていうのはわかっているんだけど、せっかくそういう資料作って、そこまで記載してもらえればなっていうふうに思った次第です。特にその部分はなんかの時

に資料なり、お願いしたいなと思います。

それから、3ページの備蓄品、これを例えば30年・31年度購入したアルファ米であれば全部で8,000食、現保有の5,600、アルファ米についてもたぶん賞味期限というのか期限があると思うのだけよ。普通の食品よりは、保管の期限が長いと思うのだけれども、やはりその辺が防災訓練等の中で順次、更新をする。そして、例えば水についても同様のそういう考えであれするのかっていう部分も含めて。

それと、計のアルファ米であれば8,000、8,000は常備確保するっていう考えなのか、たまたま動きの中で8,000になった。常備ストックする目標数っていうのか、そういうものかもしここの計が。そういうローテーションで消化をして、この備蓄品を管理するのかどうなのかと。

**相澤委員長** 加藤（崇）主査。

**加藤（崇）主査** アルファ化米の食料については、当然委員おっしゃるとおり、消費期限等はございますが、現在もアルファ化米については、防災訓練などの炊き出し訓練などで実際使用したり、それを終了時に町民の皆さんに渡すなどして、そういった中でローテーションをしたりして使用しております。今後もそういった中で有効活用しながら、適切に使用等していきたいというふうに考えております。

**相澤委員長** ほかに。

新井田委員。

**新井田委員** おはようございます。新井田でございます。

いまの非常用具の部分で、この毛布についてちょっとお尋ねをしたいのですけれども、3ページの購入計画の一覧見ますと、例えばいろいろ項目があるのですけれども、この毛布に関してのこの欄を見ますと、目標数が3,100枚になっているのだけれども、現状で1,220枚、半分にも満たっていないのですね。ご覧のとおり昨年の台風の時に、私達泉沢地区のほうだったのだけれども、寒い時期はなかった部分なのだけれども、やはり10世帯とかそれ以上の世帯が避難をされたわけですよ。そうなるといういま言ったように、寒い時期ではなかったのですけれども、やはり災害というのはいつ何時というような部分は当然考慮しなければならないと思いますし、たまさか今回は発電機のそういう部分では非常に有り難いなっていうような思いでいるのですけれども、この辺のやはりもうちょっと札苳も同じ枚数なんですよね。10枚・10枚とかとなっているのだけれども、この辺のやはり避難された人の方の方が一の体温を確保するとか、そういう部分を大きな部分を基本的な部分があるので、もうちょっとスピーディーにこの辺を対応を考えていただけないのかなというように気がしたのですけれども、その辺の見解はどうかかなと思ひまして。

**相澤委員長** 若山課長。

**若山総務課長** いまおっしゃられた毛布等の備蓄の関係かと思ひますけれども、1ページのほうに記載させていただいておりますけれども、主に中央公民館と木古内中学校のほうに多くを保管しております。昨年の例でいきますと各会館を開放した際に、うちの担当職員が鍵等を持って避難所を開設するのですけれども、開設と同時にまずは最低限の水ですとか毛布とか確認、及び足りないであろう不足するであろう部分を各中央公民館なり中学校から補充しながら開設したということにしております。ただし、もっと早く自主避難ということで訪れるかたもいるということを考慮した中で、最低限10枚という備蓄をさせ

ていただいているのですけれども、この辺は今後各自治会町内会さんとも相談しながらこの10枚が適当なのか、もう少し置いといたほうが安心なのか、その辺は今後相談させていただきたいというふうに思っています。

**相澤委員長** 新井田委員。

**新井田委員** ぜひそういう形で、相談しながら対応して、やはりご存じのとおりここ数年来、大型規模の災害が非常に多いという中で、事前に対応できるものは各自治会さんとかそういうふうな兼ね合いというか、いろいろ防災に対する打合せとか話し合いというのは非常に大事だと思いますので、その地区地区の事情もあると思いますので、ぜひその辺はきめ細かくちょっと打合せをいただいて、対応していただければと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前9時40分

**再開** 午前9時44分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、これで総務課防災担当の説明を終わりたいと思います。

どうもご苦労様でした。

## 2. 審査事項

### (1) 建設水道課

**相澤委員長** 建設水道課の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。

はじめに、予算に関連する議案から説明をお願いします。

構口課長。

**構口建設水道課長** 改めて、おはようございます。

まず建設水道課においては、建設グループとしまして施設・財産、土木、建築が一般会計を所管しております。

また、上下水道グループとして、上水にて簡易水道事業会計を所管、なお今回、議案第26号にて簡易水道事業へ変更する条例制定がありますので、あわせて説明いたします。

また下水は、下水道事業特別会計を所管しており、同じく議案第18号にて浄化槽汚泥の処理に関する条例制定がありますので、あわせて説明いたします。また、新年度より一般会計にて浄化槽関連の予算を計上しておりますので、これが下水担当となっておりますので、一般会計の部分はこの順番で説明していきたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

施設・財産担当所管になります。

予算書、44ページになります。

二つ目の下の表になりますが、2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費です。本年度予算 9,345万5,000円、前年度対比 全体では249万9,000円の減額です。

4節 共済費 214万5,000円、前年度比 25万円の増額です。

7節 賃金 1,510万4,000円、前年度比 198万7,000円の増額です。

これらの要因につきましては、施設担当の嘱託職員が1名退職いたしまして、今回臨時職員を1名増員することによるものです。

9節 旅費、11節 需用費、45ページに移りまして12節 役務費については、概ね例年どおりとなっております。

13節 委託料 2,236万7,000円、前年度比 1,025万8,000円の減額ですが、ふるさとの森等整備委託のうち、今回、薬師山の芝桜管理に関する部分が、6款 農林水産業費のほうに移管されたことによって、この部分が減っております。

そのほかは、前年と同様となっております。

14節 使用料及び賃借料 155万9,000円は、前年と同様です。

15節 工事請負費 440万円、前年度対比 70万円の増額です。

これに関しましては、公民館の裏のふるさとの森公園の木柵の補修工事を予定しております。

16節 原材料費 10万円は、前年と同額です。

18節 備品購入費 717万円、前年度対比 359万5,000円の増額ですが、新年度につきましては公用車2台の購入を予定しております。

2台の内訳としましては、施設管理における軽トラックの使用と役場のほうで使用する車の2台を想定しております。

なお、産業会館備品等の購入につきましては、損傷の激しい機等の入れ替えを予定しております。

19節 負担金補助及び交付金 186万6,000円、前年度対比 136万7,000円の増額です。

下水道受益者負担金は、前年度施工した港団地の町有地に還付されるものです。

中野農村活性化センター助成金は、町内会館としても利用していることから、当該センターの光熱水費の一部を助成するものです。

46ページになります。

25節 積立金 旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金 4万6,000円は、当該基金の利子分を積み立てるものです。

27節 公課費 38万6,000円は車検を受ける16台分の重量税となっております。

以上が、歳出です。

次に、歳入に移ります。

23ページになります。

3段目の表になります。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料、前年度と同額です。

32ページになります。

中段の表になります。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入のうち、町有地・建物貸付収入 127万1,000円が財産所管分となっております。

その下の4節 町職員住宅貸付収入 104万6,000円は、前年度と同額です。

次、33ページです。

1段目の表ですが、2目・1節 利子及び配当金のうち、1段目の旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金利子収入 4万6,000円が財産担当となっております。

2段目の表、16款 財産収入、2項 財産売却収入、1目 不動産売却収入、1節 土地売却収入 5,500万円につきましては、道営住宅の建設予定地の売却益を今回、見込んだものでございます。

一番下の表で、3目・1節 物品売却収入 1万円は、科目出しです。

38ページになります。

38ページの一番下の表になりますが、20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、下から5段目の自動販売機電気料 59万円、その下の職員住宅電気料 1万円、最下段の資源ごみ代金1万円が財産所管となっております。

39ページですが、上の表で下から2段目の部分です。

雇用保険料繰替金の27万5,000円のうち、3万2,000円が施設担当分でございます。

最下段の公衆電話手数料 2万円のうち、1,000円が施設担当の所管となっております。

以上が、歳入です。ご審議をよろしくお願いいたします。

**相澤委員長** 説明終わりました。質疑ございましたら、出してください。

竹田委員。

**竹田委員** 45ページの委託料の一番後段なんだけれども、町有施設アスベスト検査委託、昨年もこれは予算計上になっている。まず考え方として、毎年このアスベストの検査必要なのかどうかという部分。確か去年の説明の中では、これ空气中に飛散しているアスベストを測るといふか割合等調査をする委託なんだって。ということは、毎年こういう検査を続けなきゃならないということなのか例えば建物、空気中の部分ですからその辺の考え、ちょっとお願いします。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** アスベストの検査に関するご質問だと思います。

まず、毎年検査をしないといけないのかということになります。まず、考え方といたしまして、一年に1回飛散をしていないかということを確認することがまず目的となっております。仮にここで飛散しているという結果が出た場合は、早急にこれに対してのアスベストの撤去を行うという流れになります。しかしながら、アスベストの撤去につきましては、施設の規模にもよりますが、今回に関しては煙突の部分になりますが、これの撤去に関してもそれ相応の費用がかかります。まず、建物の考え方としては、飛散されたかされていないかを確認した上で、今後の処理をどうするかということを考えてしております。撤去の工事に関しましては、これが確認された中で、財政も含めて撤去するかしないかを判断するための調査ということでございます。基本的には一年に1回をやるということで、いま考え方でこの調査については進めております。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 考え方からすれば、毎年必要だっていうそういう認識に立つんですね。

それと、昨年やった結果、年に1回やった中で飛散の実態があったのかどうなのかという部分等もあわせてやはり。だから、今年度もこのアスベストの検査というかしなきゃならないんだよというふうな流れになるんでないかなというふうに思うのですよね。その辺ちょっと。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** このアスベストの調査に関しましては、まずは飛散されていないという調査結果が前回出ております。その中で竹田委員おっしゃるように、このことに対して特段議会のほうには報告等しておりませんでした。その件につきましては、反省したいと思います。

いま現在、飛散していない状況が続いておりますから、まずは一年に1回の点検をしていきながら、仮に出た場合は撤去の方向性も出るということで、計画していきたいと思います。以上です。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 別にその報告は、議会にされていないからどうこうということを言っているわけでない。要するに去年は検査の結果、飛散の実態はなかったよと。だけれども、年1回は少なくともこの検査はずっと続けていかなきゃならないよということだと思っておりますよね。だから、それであればそのようにわかったし、もしそれが飛散の実態があるとなれば、その撤去なり改修の工事をしなきゃならないというそういう流れなんだということで理解はしましたので、そのことでいいのですね。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いま竹田委員のほうからこの件について、いろいろお尋ねありましたけれども、個人的にはやはりアスベストっていうのは、過去マスコミでも大きく報道されて、人的な被害の恐れがあるということで、全国各地津々浦々でその対応をしてきたわけですよ。

いま、煙突の部分が3箇所あるんだよということですよ。毎年毎年、これ28年からだったんですか、違ったんですか。そのぐらいですよ。そういう形で飛散の状況を確認しているんだっていうお話なのだけれども、これって例えばちょっとどこどこっていうのは私記憶していないんだけど、例えばこれが50何万とか費用かかるわけですよ。そうすると、そういう町民に対しての有害な物質が飛ぶっていうようなことで、その調査だということなのだろうけれども、これ逆に言うと取り壊すというのはできないのですか。そして、思い切ってこれが永遠というわけではないのでしょうかけれども、見極めがどこでどうやってどうするんだと。そして、その対応はどうするんだ、壊すのかどうするのかという部分が全く見えてこないし、安易に50万・50万という今後かけていくということであれば、いっそう思い切った手段もこれ考えられるんじゃないかと思うのですよ。その辺の具体的な内容がちょっと掴めていないというのがなんだけれども、一つはやはり町民に対する安全が今後担保されるのっていう部分の中でいけば、個人的な部分でいくと壊しちゃって、そんな心配事はいらないんだよというようなことのほうが手っ取り早いのかなっていうような気がするんですけども、その辺のちょっと考え、見解を。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 新井田委員おっしゃるように、庁舎内のほうでもそういった議論は若

干しておりました。まず、撤去に関する工事費用についてですが、これは概算にはなりませんが、1箇所煙突の撤去等をして、あとそれに変わる煙突を新設するとした場合に、1,500万円の費用がかかるということで、ちょっと見積もり等は取っております。その中で、いつまでこの調査をしていけばいいんだということもあると思われま。

ただ、改修には1,500万円×三つですか、4,500万円ですか、費用がかかるということもありますので、そこら辺はまずいま現在飛散していないという事実を確認するのが、まずは一つ町民の健康に対する担保は取れているだろうというまず確認という意味で、それを踏まえた上で今後いま新井田委員おっしゃるように、撤去改修については財政のほうも鑑みながらちょっと計画を立てていきたいということの内部でのお話はさせていただいております。非常にちょっと心許ない回答で申し訳ないですが、いまの時点ということではそういうことで考えております。

**相澤委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 諸事情はわからないわけではないです、理解します。ただやはり、立ち位置的には町民の安全を守るという大きな立ち位置があるわけですよ、行政は。そういう中で、やはりある程度費用もそうだけれども、何回もちょっとくどいようだけれども、そういう見極めをきちんと費用をいくらか圧縮できる、そして壊したほうが得策なのか、いま言ったように。その辺をきちんとやはり担当課で揉んでいただいて、ご提案をさせていただいて、予算組をすとかそういうのをスピーディーにやってほしいですね。そういう危険性があるということであれば、やはり最終的になんか被害があった時に、何やってんのということになるわけですから、そういうことにならないようにもうちょっとスピーディーに対応していただければと思います。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

2点ほど質問させていただきます。

予算書44ページ、需用費です。庁舎の重油、約450万5,000円、昨年度の予算から見ますとだいたい90万円から100万円ぐらいですよ。当初予算では、数字が大きくなっているのでこの部分の理由と、あと2点目が昨年度予算で言いますとちょっと需用費の畜犬関係の消耗品費、金額は大きいものではないのですけれども4万2,000円と、あと委託料のこれも昨年あって本年度なかったものなののですけれども、狂犬病の予防注射の票の交付ですね、委託料ですね。基本的には一年に1回、狂犬病をいわゆる防ぐために年に1回義務付けられてるので、これも私の勝手な認識で、毎年予算計上されるものなのかなと思っていたのですけれども、されていませんでしたので、ちょっとその辺りお教えいただければと思います。その2点、お願いいたします。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、重油に関する単価予算の増ということになっております。

これに関しましては、重油等の燃料の高騰等もあった中で、それとこの産業会館にかかるやはり暖房的な設備のちょっと不備が経年劣化もありまして増えてきております。その中で、暖房をちょっと強くしているという部分もござります。例えば、この3階が暖かいのに1階が寒いとかそういった部分もあって、重油の使用は実際増えている現状がござります。

畜犬に関することですが、申し訳ございませんが、この予算につきましては、今年度から町民課のほうで担当しておりますので、そちらのほうですみませんが。

**相澤委員長** ほかにございますか。

佐藤委員。

**佐藤委員** 誠に申し上げるの辛いのですけれども、今回の平成31年度の予算には直接関係ないと言えないかもしれませんが、私の感じる限りでは申し上げますと、昨年9月から10月まで建設していただいた鶴岡のふれあいセンターのスロープ、この関係ですけれども、残念ながら今年度の冬は全く利用できませんでした。今後も冬期間の利用は、このような状況でいいのか、またはこのスロープの改善策を講ずるのか。少なくともそのような状態におくということは危険だと思って、通行止めでもする必要があったのではないかなと私はそれを感じております。2月に現場を見る限りでは、スロープに屋根の雪が全て落ちて山のようになっておりました。手すりなどは全然見えませんでした。大きな事故につながらなかったから幸いだというものの、このような公共施設でこのような状況でいいのか、まず担当課のほうにお伺いしたいと思います。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 鶴岡のふれあいセンターのスロープの管理についてということの質問になると思います。これに関しては昨年、スロープの設置をさせていただきました。

その中で、この屋根からの雪が落ちて、スロープが使用できない状況だったということも私も確認しております。その中で、原課のほうとしましては、除雪の作業のほうは初冬の段階ではしておりました。その中で、屋根から雪が落ちてスロープの上に雪があって使用できない状況になっていたということも私が事実確認しております。

その中で、まず鶴岡の会館につきましては、鶴岡の町内会さんのほうに委託をしているという経緯もございます。その中で、まず町内会さんの高齢化等の事情もあるということも私どもも察しております。そこは、原課のほうと含めて地域と役場のほうで共同でこのスロープの設置をしたことによって、冬期間の使用をどうするかという部分を鑑みて、協議させていただきたいと思っております。

あと、危険か危険じゃないかという部分に関しましてですが、スロープの設置箇所に関しましては、この会館の構造上どの面にも雪が落ちる形状となっております。そういったことを鑑みますと、まず方策の一つとして雪の滑り止めですか、というのを設置ということも考えられますので、そういったことも含めて冬期の使用をどうしていくかということも総合的に含めて、管理の方向性を決めたいと思っております。以上です。

**相澤委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 前に課長のほうから説明がありましたけれども、現在は課長が確認したというのは、3月に入ってから除雪したあとのことを言っているのかわかりませんが、昼間にだからどうして通行止めの標識も立てないでいたものかなと。私は責任を感じます。今年度の予算で何も入っておりませんが、早急にやはりそういう問題は早く取り組む必要があるのではないかなと私は思っています。あそこは、避難場所にもなっているのですよね、鶴岡のふれあいセンターは。避難場所にもなっておりますし、いつどういう災害が起きてそこを歩けるような状況にしておかなければならないものと私は思っております。それがああいう状況で、適切な管理がしておいたとは言えないでいいですか。課



の責任だと思えますよ、私は。

**相澤委員長** ここで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時10分

**再開** 午前10時21分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませつか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

新年度予算の予算書を説明する際は、昨年記載していないものだったりを中身を説明していただきたいということで、この委員会としては伝えていると思うのですが、今回、需用費の中でも昨年載っていない項目がありまして、その説明がちょっと聞き取れなかったのか、なかったように思いますので、詳細についてちょっとお伺いしますけれども。

需用費の遊具修繕費、これ昨年記載がなく、ことしあったと思うのですが、この中身についてはどのようなことなのか。

あと同じく、薬品費です。金額については20万円程度なのですが、どこかの項目からの移行なのか、あるいは新規の薬品の部分なのか。すみません、昨年も遊具修繕費は書いていましたね。金額は少なくなっているのですが、中身についてどのような修繕なのかをお聞かせください。

それと次のページにいきまして、工事請負費でふるさとの森の木柵補修工事なんですけれども、金額も金額ですので、どの程度の補修なのか、どの部分なのかというのをちょっと口頭で説明できる範囲でしていただきたいのと、あと中野の活性化センター助成金。この部分についても昨年記載なかったと思うのですが、内容についてお知らせいただきたいと思えます。以上、3点になります。

**相澤委員長** 村上主任。

**村上主任** まず、遊具の修繕費に関してですけれども、ふるさとの森の公園の公民館の裏の公園あると思うのですが、その遊具の修繕費です。

それから、薬品費は昨年も予算書に載っていたと思うのですが。

**相澤委員長** 村上主任。

**村上主任** 遊具の修繕につきましては、ロープ上りの設備とそれからベンチ、四阿の支柱の修繕を予定しておりました。以上です。

**相澤委員長** 岩本主査。

**岩本主査** 15節 工事請負費のふるさとの森公園木柵補修工事について、回答させていただきます。

補修工事と書いてあるのですが、まず具体的に場所です。公民館の大型遊具と道路の間に設置されている木柵、約50m程度あるのですが、道路と大型遊具の間に子どもが道路に飛び出さないようにするような木柵なのですが、平成17年度に設置して当時、生の木で打ち込みの施工でやったのですが、非常に道路の除雪の雪が多く堆雪するということで、かなり経年劣化もありまして今回、新たに新しい木柵のほうを基

礎込みで設置したいという工事になっております。以上です。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 19節 負担金及び交付金の中野活性化センターの助成金についてでございます。

これにつきましては、今年度から新規で予算計上されております。この予算を計上した経緯でございますが、まずこの中野の活性化センターが防除のヘリの格納庫と併用されているという部分がございます。そういった中で、この会と言えばいいのですかね、から何らかの光熱費等の補助をしていただけないだろうか。その理由としましては、町内会としても利用がありますよねというお話がありました。その中で、やはり農業者のほうも人口が減ってきているということも聞いておまして、これも上のほうと話・協議した中で、いくばくかの助成については町内会としての使用もあることから、妥当という判断をさせていただきました。この5万円の金額につきましては、農協さんのほうで別な観点でこの5万円の補助というのがありまして、それと同額ということで、今回計上しております。以上です。

**相澤委員長** よろしいですか。

平野委員。

**平野委員** 修繕費や補修工事については、わかりました。

それと、歳入のほうなのですけれども、38ページの雑入で、一応建設水道課所管ということで、自動販売機の電気料という記載があります。これについては、町長にも考えを伺いたいのですけれども、近年自動販売機の設置業者がこの不景気の流れ、あるいは経費節減のため各地域に設置している自動販売機の要は採算合わないところを撤収しているという実態なんですよ。木古内町も昨年お話あったと思うのですけれども、みそぎ公園とたかとり球場と資料館の3箇所が業者から、言っちゃえば採算合わないのを撤去したいという話あったと思うのですけれども、今後例えば他の業者さんもそういう採算合わないところに自動販売機を設置するかといったら当然ながら収入に設置するだけの労力に合わないので設置しませんということになると思うのですけれども、町の考えとしてはそのように町民にだったり観光客が使う場所に、やはり自動販売機の1台くらいはあるべきだと思うのですけれども、例えばこの電気料金だったり設置の契約料、設置費用ですかそのような採算合わないところについては、町も無償で提供して、業者さんに何とか置いてもらうというような考えはないでしょうか。今後、考え方があればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

**相澤委員長** 副町長。

**大野副町長** 自動販売機の設置電気料については、確か平成15・16年頃の話なのですが、行政改革プランを策定した時に、そのあとさらに財政収支計画を作った時に、収入を得る方策の中の一つとして、電気料。これは、町のほうの費用がかかっていますから、かかった分はいただきましょうということで提起をし、そして業者さんに説明をし、負担をいただいていた。平成19年から財政健全化に取り組んでいて、これはもう既に実施事項ということで進めておりますので、このあとまた31年度では財政収支計画の見直しなども少し強くやっていきたいと思っていますから、その中での議論としては取り上げることは可能かというふうには思っております。現在は、財政収支計画の中でも、そして行政改革

プランの中でも、かかったものはいただいていくという考え方に立った中での説明ということでご理解をお願いします。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 正当な考えと言えますか答弁については、理解します。しかしながら、いま私言ったのは、観光の拠点でもある資料館でしたり町民が多く活用するみそぎ公園だったり、たかとり球場、これについてはやはり町民サービスの観点から、この4月からなくなるのですよね、おそらく。なくなると思うのです。であれば、このあと1年間かけて協議している間に、使えないという状況があると思うのですよ。であれば、そこはやはり先ほど言ったように町民サービスの観点から、少しでも早く協議していただいて、採算合わない場所には業者だってそこに行ったらって変な話、利益が発生するわけじゃないのです。半分ボランティアじゃないですけども、受けてくれる業者がいるとすればです。その辺ちょっと町と協議して、お互い負担してでもいいから町民サービスの観点で、設置をするという考えに進めてほしいなと私は思いますので、このあとの行政改革プランをいつ協議をされるのかわかりませんが、それに先だって自動販売機の件については、協議していただきたいなと思いますので、お願いします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時32分

**再開** 午前10時40分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** なければ、一度休憩を取りたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時40分

**再開** 午前10時50分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

土木担当のほうに移りたいと思います。よろしくをお願いします。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、土木担当所管について、歳出から説明させていただきます。

予算書は、80ページになります。あわせまして、資料番号2 62ページから63ページが説明資料となっております。

それでは、8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費です。

本年度予算 188万2,000円の計上で、前年度対比 74万5,000円の減額となっております。

要因としましては、今年度実施いたしました道路台帳図等の補正業務委託が終了したこ

とによる減でございます。そのほかは、昨年度とほぼ同額となっております。

81ページです。

2項 道路橋梁費、1目 道路維持費です。

本年度予算 1億4,175万6,000円の計上で、前年度対比 2,054万1,000円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、工事請負費にて橋梁長寿命化事業による中野橋補修工事を行うことによるものです。

13節 委託料です。

第一佐女川橋の評価調査を行う委託料を計上しております。

また、町道管理委託料として、夏場の草刈りと除排雪の経費となっております。

15節 工事請負費です。

橋梁の長寿命化事業で実施しております中野橋の補修工事と、維持工事として釜谷停車場線の排水路の補修工事を実施いたします。

中野橋の補修工事に関しましては、資料番号2の62ページに事業内容、63ページに位置図を載せておりますので、ご参照ください。

続きまして、道路新設改良費です。

道路新設改良費につきましては、昨年と同額となっております。

83ページになります。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費です。

本年度 1億1,616万8,000円の計上で、前年度対比 965万7,000円の増額となっております。

13節 委託料で、今年度実施いたします都市計画マスタープランの見直し策定業務を行います。

その他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額です。

28節 繰出金 1億693万6,000円につきましては、昨年とほぼ同額です。

飛びまして、101ページになります。

11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費です。

19節 負担金補助及び交付金について、前年度の災害対象事業がなかったため、北海道防災協会負担金が減っております。

歳出については、以上です。

歳入に入ります。

24ページになります。

一番表の上になりますが、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、1節 道路使用料 本年度予算 44万7,000円。

2節 堤塘使用料 本年度予算 5万8,000円の計上は、昨年とほぼ同額です。

表の一番下になります。

2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料、下から2行目、都市計画図等交付手数料 2万5,000円です。

次に、27ページになります。

表の二つ目になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 土木費補助金、1節 道路改良費交付金 2, 141万7,000円の計上です。

こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化事業でございまして、中野橋の補修工事と第一佐女川橋の調査の交付金の補助となっております。

次に、32ページです。

上段の表になります。

15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金 樋門・樋管の操作委託金 56万8,000円と、2節 都市計画事務委託金で、道からの委託事務としての屋外広告物等の除去に対する委託金です。

土木担当については、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**相澤委員長** 質疑ございますでしょうか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

2点ほど質問いたします。

予算書80ページ、土木総務費の委託料 100万円、その他測量と出ていますけれども昨年、道路台帳の業務委託料で65万9,000円出ていたのですけれども、一応確認のために今年度予算計上されなかった理由とあと2点目が隣の81ページ、道路維持費の原材料費です。

本年度139万5,000円、町道の補修資材費ということなのですけれども、昨年予算と比べて約400万円アップしておりますので、その内容です。説明いただければと思います。2点、お願いたします。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 予算書の80ページの13節 委託料の件と思いますが、まず今回予算計上、100万円計上しております。昨年との比較で65万円減っているということで、まず道路台帳の整備ということなのですが、昨年まで行っていた。これは道路の工事、改良等を行った時に、図面の修正を行いまして、それをもとに道路とかの交付税に算定されることがございます。そういった意味で、図面の修正を昨年はやっております。これは、新幹線等に伴って一昨年でいきますと冷水線新しい道路なのですが、これに対する道路改良の道路台帳図を整備したものです。新年度については、新しい道路の工事がなかったので、今回計上されていないということです。因みにこの100万円につきましては、不測の事態を踏まえまして、急に測量をしないといけなくなったとか、あとそれに伴って図面をおこさないといけなくなったということに備えての経常的な予算を100万円として出しております。

次に、原材料費についてです。

町道の補修材料につきましては、夏場でいけば舗装の補修の舗装材とか冬場でいけば塩カルですか、ということの原材料として買っております。あと、トラフの蓋とかそういったものを作っております、いま現在ちょっとストックが切れたという部分がありまして、今回40万円ほどちょっと増額させていただいております。以上です。

**相澤委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 資料63ページの位置の確認、第一佐女川橋なのですけれども、それはいま通行

止めになっている橋だって。そこの事業とすれば橋梁長寿命化事業、評価事業で1,000万円、事業費を費やすわけなんだけれども、これ課長、前に第一佐女川橋を危険というか老朽化含めて、鉄骨の部分の腐食等が著しいということで、通行止めにしてこれで3年目になる。そこを長寿命化のこの事業、調査をするっていうことは、あそこをまた活かすという考えにたつての調査というか、評価なのか。これは、特財があるのかな。その辺も含めて、教えてください。

例えば、特財が付いても例えば今後、解体新たにあそこに橋梁、橋を架けるとすれば新たに施工しなきゃならないっていうことであれば、あえてこういう投資はいらないだろうっていう観点からの質問です。

それから、同じく道路維持費の部分で、本会議でも議論したのですけれども、除排雪の例えば補正をした。その補正提案あってその後、例えば業者さんに雪割り等のバケットで雪割りをしてという指示をしたのか、それとも山になっている部分は排雪というかしなさいっていうふうになっているのかどうなのか。未だうちの周りの雪山は、手つかずなんですよ。その辺のやはりこの間の本会議の中でも、1日でも早くやることによって住民サービス、そこが早く地盤が乾くわけだ。いつまでも雪山があれば水が流れて、いつも車通ればもう舗装の上にタイヤの跡が付くっていうひどい状況が続いている。やはり実態を確認して、はやく処理すべきだっていう。

それで今年度、当初予算には計上しないのだけれども、私はやはりこの除雪パトロールの例えばパトロール隊っていうか、そういうものを補正でもいいから今後やはり内部で検討をして、住民サービスの観点に立った除排雪の体制を取るべきだっていう考えです。それは、何を言うかといえば、高齢化進んでいる、約5割に近い高齢者の町だっていう視点からすれば当然、職員だけで巡回するってこれ限られた人数ですから、対応しきれない。

だから、もう専門の担当のその期間だけ道路をパトロールをするスタッフをやはり用意をして、「ああ、良かったね」って「去年はすごく轍もあつたけれども、ことしは轍もなくて綺麗になったね」ってやはり喜ばれるようなそういう町にしなきゃならない。

それともう一つは、予算計上はないのだけれども、除排雪のための函館市なんかはやっている例えば重機の貸し出し、小型ショベル。あれ普通車でも操作できるわけだから、そういうものもこれからやはり検討をして、高齢者対策を含めたこの除排雪の体制を作るべきだというふうに思います。これいまずぐでなくて、除雪パトロールと重機の貸し出し等については、今後、雪降るまでに内部で十分検討されて、何とか予算化につながればっていうふうに思いますので、その辺の考えも含めて。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、81ページの委託料に関する第一佐女川橋の評価調査の件についてでございます。

まず、この第一佐女川橋につきましては、平成28年の9月16日に橋梁の点検を行って、その時に橋の桁に損傷が確認されたことから、通行止めの処置を今日まで行っております。

以前、私どもから施設の集約化の観点から、廃橋も視野にいたした検討を行いたいというお話をさせていただいたことがございます。今回まず、廃橋というのは方策の一つなのですが、まず架け替えすればいくらなのか、補修すればいくらなのか、撤去すればいくらなのか、人道橋にした場合いくらなのかと。こういったいまの4項目の概算工事費なりの出

すには、ある程度の調査・評価が必要だということで、今回の委託料を計上しているものでございます。仮に、これに対しての何らかの方向性が出た場合、国の交付金65%の充当を受けて行うことができます。

あとは、前後の取付道路がいま急勾配の状態になっていますので、現状踏まえていきますと、いまの道路の橋の架け替えだけでは終わらなくて、前後の家屋の補償とか取付道路の嵩上げとか、いろんなことで材料というか工事費が増こうされることが懸念されます。

そうは言いながらもそういった検討をした上で、方向性をやはり決めていかないといけないと思っていますので、今回この1,000万円の委託料を計上させていただいたところでございます。

次に、除排雪の補正についてでございます。

まず、雪割りの指示につきましては、担当のほうから昨日しております。これに関しては、早急ではなくある程度10日くらい待った中で、ちょっと動いてほしいということで、指示はしております。やはり暖かくなってきますと雪も減って、減ればそれだけ作業量も減る、イコールお金もかからないということにもなりますので、そこら辺を鑑みながら住民の皆様にも最低限迷惑かからない程度で実施したいと思っております。

次に、除排雪に関わるパトロールを例えば委託等で対応も考え、検討したらどうかというお話です。まず、パトロールにつきましては、私ども担当のほうとしましては、全てではないのですが、何回かパトロールはしている状況でございます。あと、除排雪の業者のほうに、除雪の稼働の判断を委ねている部分もあります。基準としては10cmという基準はありますが、そういった中で業者の判断の中で進めているということで、この部分に関する経費は業者さんのほうにはかけております。

あとちょっと細かいお話なのですが、うちの除排雪の重機の単価には、経費が実は含まれておりません。この経費を含めると、いま単純に1時間1万5,000円としますと、たぶん1時間2万円ぐらいの単価になります。この経費の部分を満度に見れば、このパトロールについてもある程度もう少しきめ細やかなパトロールをお願いできることもあるとは思いますが、それと同時に費用の高騰ということも考えられます。その中でいま段階では、まず私ども建設水道課の担当のほうで、できるだけのことパトロールは行うということで、方針で考えております。

最後に、重機の貸し出しについてでございます。

まず、いま考えられる重機の貸し出しとしましては、この方法をやるとすればリース会社さんからのリースということになるのかなというふうに思います。ただ、それを役場のほうで一度借りて、それをまた例えば一個人の運転できるかたに委託するというものに対してやることは可能だとは思いますが、まずいま建設水道課のほうの判断としましては、重機は足りているという判断をしています。ただ、これは考え方だと思います。いまの体制で本当に100%なのかということに対して、考え方もあると思いますので、これは重機のリースにつきましては、また建水のほうでも一つの方策として検討の材料の一つで、今後考えていきたいと思っております。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** まず第一佐女川橋、今回のこの調査をすることによって廃橋になるのか架け替え、いろいろ補修だとかそれに伴って課長は道路の線形もあわせてあれする。我々からす

ればすごく期待しちゃうんだよね。道路も低くして勾配を緩くして、これ将来橋架け替えるんだってというそういう部分の期待をするのですよ。我々、やはりあそこを利用する町民からすれば、何とかという思いはあるのですよね。ただ、町内会の声を聞いた中では、云々というようなことで前にいろいろ調べた報告いただきましたけれども、それはほんの一部なのですよ、その声は。多くの例えば町内会のあの辺に近隣に住んでいるかたがそう思っているかと言ったら、全然違う。そこだけは認識というか行政側は、町内会長に問い合わせたからいいってというそういう判断であれば絶対間違いだっていることですから、できれば我々は架け替えをぜひやはり進めてほしいって思いなのですよね。ただ、やはり廃橋、この調査をしたら廃橋にしなきゃならないという判断どこに立つのか。道路、あそこの橋が必要だったら当然架け替えで、廃橋なんて考えなくてもいいんじゃないの。改修で補強して橋、あそこ車渡ればいわけだから、別に道路の線形からすれば下げたほうが勾配も緩くいかもわからないけれども、我々はいまの現道のままでいい。だから、そういう部分もきっちり地域の声も聞きながら、やはり取り組むべきだろうと。私はやはり、この調査をやって廃橋だったって言うのであれば、なんで1,000万円もかけてっていうふうな言い方になっちゃうんだよね。そうでないようにやはり進めていただきたい。

それから、道路パトロールの関係。いまの現状からすれば、職員の巡回で十分間に合っているって、課長そういう認識しかないのかな。例えば、各地域で雪を集積する地域にいっぱいあります。地域の人も例えばスノーダンプで押して、もう道路まで溢れているってそういう実態をやはりきちんと専門のパトロール員を例えば賃金なりで雇用をして、1日に1回は巡回させるだとかってしたらそういう問題は出てこないでしょう。

今回の補正した除排雪の補正で、あの時も議論したように、やはりいま天気良いから一週間待って業者に指示をするって。私は、やはり全然考え方が違うのかなと思って。すぐあしたからでもきょうからでも、とりあえず排雪するっていったらバケットとショベルもいるし、トラックも必要だ、経費もかかる。雪割り当面必要なところを大きく雪をくたく、そして融雪を早くするっていう部分はすぐやらなかったらだめでしょう。どうもその辺の考えが。

それとやはり、除雪が十分だから重機の貸し出しを考えていないだとかって。これは、私が言っているのは町道のそういうことばかりでもない。町内会に貸し出せばいろんな細かいところ、やはり職員がただ巡回しているだけだからそういう苦情というか地域の声が入ってこないだろうと。だから、もう決まって巡回のパトロールが来るんだよってなったら、地域の人も「ここをやはりもう少しこうしてもらいたい」っていうそういう声等もいっぱい地域から出てくると思うのです。そういう細かい優しさ、そこを何とかできないだろうかって。それで、重機についても十分内部検討をして、例えば経費がかかるっていうのか、いろんな機械ですからいろんな事故等のトラブルのことを考えればどうなんだろうっていういろんな意見が出ると思うのですよ。双方が良いように、他の市町ではそういうこともやっているっていう町村なりあるわけだから、そういう部分も見習ってやはり十分検討していただきたいというふうに思います。まず、いまの雪割りの関係と佐女川の。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、第一佐女川橋の評価に関することの再度の質問だと思いますが、まず確かにこの橋があれば便利というかそういう考え方あります。当然、地域のかたと



っても利用はあると。ただ、そうは言いながらもやはり大枠で橋梁の長寿命化事業というものがございまして、これはまず何かと言うと人口減も含めた中で、これからいろんなお金がなくなっていく中で、施設の集約化という大きな考え方がございます。

まず、私の立場で廃橋も検討に視野にいれているというお話させていただいたところにございましては、すぐ近くに道道の迂回路というか別な道路があります。そういった観点を総合的に踏まえた中で、地域の声も聞きながら、なお且つ費用的な今後の維持管理費用も含めながら、総合的にこの橋のあり方を決めたいという考え方でございます。この橋に関しては、ここだけではなく、これからいろんな地域の橋のところでも同様な事案が出てくると思います。まず、この橋に関しては、うちの町にとってははじめての事案なことから、まずは大きな土木構造物の施設のあり方ということでの大きな出発点かとも思っています。そういう中でいま竹田委員おっしゃるように、この橋のあり方について十分議論した上で、方向性を決めていきたいと思っております。

次に、パトロールについて私どもが先ほど足りているというお話をしたところでございますが、実際地域のほうから例えば歩道の除雪が悪いんじゃないかというお話を聞いているところもございまして。そういった中で、現実問題として歩道の除雪が満足に対応ができていない時もございまして。それに部分でパトロールに対して、お金を付けてやるのも一つの手立てではないかということですが、パトロールはできると思います。ただ次、それに対しての重機の動きができるかどうか。歩道の除雪をするということは、除雪ではなくて排雪になると。イコール、お金がかかるということになってきます。実際、除雪費用につきましては、先日の定例会の資料にも付けさせていただきましたが、やはりこの5年間・6年間の除雪費の高騰は皆さん、ご理解いただけるかなと。これも考え方で、費用をかけるから地域住民に対してのサービスが行き届いているという面もあるとは思いますが。ただ、財政的な面からいけば、何で倍もかかっているんだろうという観点での考え方もあると思います。今年度の冬期の雪の降り方に関しては少雪と言われている中で、木古内町にとっては去年とそんなに変わらないという結果が出ています。これはなぜかということに関して、まず建設水道課の言えることとしては、きめ細やかな除雪対応をしたという結果だと思っています。ただ反面、費用もかかっているということも出ていますので、これに対してもどのレベルまで除雪すればいいかという非常に難しい議論が生じると思っています。そうは言いながらもやはり除雪費用を青天井でやるというわけにはいかないと思っておりますので、これは毎年の大事な予算の執行状況とあと予算の計上ですか、が本当に議論していくべきものだと思っています。その中で、いま竹田委員おっしゃったような方策も考えながら、あと財政的なことも考えながら、これはみんな一丸となって除雪に関してはやっていくべきことだと思っておりますので、この予算委員会だけではなく、また別な機会でもこういった議論ができればいいと思っております。ちょっとつたない説明で申し訳ないのですが、この除雪の部分に関しては、そういった中で今後も議論していければと思っています。以上です。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** ちょっと除雪に対する考え、我々も決して予算というか除雪費を使いなさいって言っていない。できるだけ限られた予算の中で、いくらでもやはり削減するような方法・方策を取るべきだって訴えているわけだから、だから1日でも早く雪山の雪割りでもす

べきだろうと。排雪をしなくてもその場所によっては良い場所もあるわけだから、それを一週間も天気良いから様子見てからやるなんて、全然我々が言っていることと全然違う。だから、いま町道の除雪はすごくやはり地域の住民から喜ばれています。すごい以前から見れば直営でやっていた頃から見れば、綺麗になったって喜ばれています。全然、道路に関しての文句は出ていない。ただ、雨降ったり融雪の時期になった時の轍だとか、そういう時も素速く来てもらえれば、全然地域からは道路の除雪に対しての文句というか、それは無いのですよね。ただ、私は道路パトロールにこだわっているのは、いまの除雪やっている業者にパトロールを任せるんならだめだ。役場が直接例えば賃金雇用をして、専門に巡回をさせて。だって正直に言って、課長も覚えあると思うけれども、一部で確かに山間部と町場と降雪量の差があるかもわからない。町場そこまで重機が入って例えば除雪している、こっちの町場除雪入っていないって。何回あるのですよ。そして、一番我々この辺に住んでいますから、一番の住民から出る声が役場の機械センターの前除雪しているんです、重機入って。当然、駐車場もやっている。だけれども、町道入ってこないって。

そういうこともあったの。だから、いま除雪来るからって雪を家の前から出しているのです、道路に。だから、そして重機が来ない。何で役場の前だけ綺麗にしてってそういう声もあるわけだから、それで私は専門の除雪パトロール隊を編成をして、1日に1回朝夕巡回をさせてどこも、そうすれば小まめに歩道の重機が行って盛り上がり、歩くところにふさがった部分も綺麗になるだとか、いろんなことがメリットが出ると思うのですよね。

「良かった」って言われるような体制をやはり取るべきだというふうに思います。

それから、また佐女川なんだけれども、これやはりこの調査をやって廃橋っていうイメージは、私は全然持っていないのです、先ほども言ったけれども。これやはりいまの現道の桁の架け替え、最小限お金をかけないとすれば、桁を架け替えるっていうそういう工法を選択するように町としても努力してください。

**相澤委員長** 副町長。

**大野副町長** 佐女川の橋の調査の件ですけれども、長寿命化計画を作っているというのは、議員の皆さんもご存じかと思います。その中で、補助金をいただいて事業を進めるという流れがございます。手順として調査を行い、費用を算出し、その上で実施段階に入っていく。その補助率が65%ですので、この佐女川橋の架け替えに一体いくらかかるのか、補修にいくらかかるのか、人道橋でいくらなのか、廃橋にすればいくらなのか、これは除却費用です。これらについても廃橋にして、解体する分も補助の対象になりますから、この評価と言いますか調査委託は、やらないことにはその対象になってこないのです。ですので、その前段の段階で四つの選択肢の中のどれにするかというのは、費用を算出した上で地元の皆さんと相談をしていきたいという考え方で進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 副町長がいま説明したのは、課長が前段説明したのと同じ、選択とすれば四つがありますよという。そのためには、この長寿命化の事業というかこの評価を受けなければ補助の採択受けられないっていうそういうルールもわかります。それであればなぜ2年も放置したって、そこなぜ2年も投げてしまったのか。2年経つことによって、鉄骨の腐食だって進むわけだ。早くやればまだ助かるものも、もう2年経ったらこれはもう助からない

っていう。こういうふうになるわけですし、なぜこの2年も先延ばしになったのかという。

**相澤委員長** 副町長。

**大野副町長** 最初に私が話をしましたように、計画書をお出ししていますから、計画年次で進めているというのがいまの今年度の事業ということで、予算化したものでございます。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 除雪の関係で関連と言いますか私ちょっと考え方違う部分あるのですけれども、今回も委託料ということで、昨年の予算からプラスになった予算計上になっています。

近年、ことしもそうですし昨年も1億数千万という町の予算規模からすると莫大な除雪料がかかっているというふうに私は思います。しかしながら、竹田委員が言うように、不満がある地域もあるかもしれませんが、町全体を見れば除雪の技術というのは、木古内町ってすごい高いなと思います。これは、他市町の除雪を見ても例えば函館市で先ほど竹田委員が町民にそういう小さい重機も含めて貸し出ししているというのは、除雪が行き届いていないからなのですよ。そういうところに何とか手立てをしようということで、貸しているというのが函館市の考え方です。木古内町については、細かい町道まで大変綺麗にされているなって思っております。ただ、それだけ綺麗にするってことは、当然ながらことしの補正のようにお金が1億数千万かかっているわけですから、これからもっともっと綺麗にするってことは、いくらでもお金かければもっと綺麗になるよって話ですけども、私はやはりその予算を抑えていく努力を考えていかなきゃないと思っているのです。

それで、竹田委員が言うように、いま排雪でお金かかるのをもっと早くやっていたら予算も少なくできるんじゃないかっていう考えと同様なのですけれども、以前は町で大きな重機を1台リースで持っていて、職員が1人配置されていて、それで行き届かないところと言いますか除雪だったり排雪の委託をしなくても、その重機で上手くカバーできていた部分とかもあると思うのですよね。いまも2月の14日から雪降ってなくて、国道でも走っても地域の高齢者見ていただくとわかると思うのですけれども、力弱い高齢社がスコップで固まりの雪をちょっとずつほぐしているのですね。あの作業だけで触らないところの数倍早く雪溶けているのですよ。そういうことを考えると、例えば排雪業者もこの仕事を依頼することによって、業者の経営を守るという観点はもちろんありますけれども、まず町の予算を少しでも抑えるということを考えたら、自分の持っている重機で排雪までいかななくても少しほごしてやるっていう作業があれば、排雪代ってだいぶ抑えられると思うのですよね。その計算式しなきゃならないと思うのですけれども今後、このような毎年雪が多いようであれば、町としては重機を少し大きいのを1台用意したほうが効率いいんじゃないかという考え持っていますし、またいま現在担当違いますけれども、病院だったり公民館でリースされている小型の重機だと思うのですけれども、ああいうのを利用してそれこそパトロールを経た上で、ここは少しほごすと排雪をかけなくても大丈夫だなんていうところをきめ細やかに回ると予算って抑えられると思うのですよね。その辺の新しい重機も含めてですけども、いま現在既存の重機を利用して、この排雪費用を委託料を抑えていくという考えを少し取っていただきたいなと個人的には思います。

そのことが1点と、もう1点83ページ、これ毎年申し上げて申し訳ないのですけれども、都市計画費の委託料です。いわゆるマスタープランを見直すために、コンサルに頼んでいる金額と莫大な金額なわけですよ。何とかならないですか、これ。例えば、以前もマ

マスタープランじゃなかったと思うのですけれども、それを作らなければ国や道の補助が下りないという案件もありますし、じゃあはたして今回は、これだけの金額をかけなければならぬそのような国の指示があるものなのかどうなのか。それとも純粋なマスタープランを完璧に作りたいがために、現状の職員じゃ対応できないので、多額のお金をかけてまでコンサルに頼むって言う町の考えなのか。前回のマスタープランのあれ見てみると、約28ページなのです。表紙と裏表紙抜かすと実質、内容記載されているのが25ページなのです。単純に同じものを作るとしてこの金額で割ると、1ページあたり35万円かかるって言う素人から考えたらとんでもなく、これ中身見るとプロの皆さん方だったら作れるような内容だと私は思うのです。そこの考え方について、予算計上している以上お聞かせいただきたい。

**相澤委員長 構口課長。**

**構口建設水道課長** まず、除雪の件につきましては、平野委員のお褒めとも取れる言葉と受け止めました。

今後、予算を抑える努力という中で、私どももできる範囲で、例えば職員のほうで小型の重機を乗れる免許を取得したりとかということで、そういった努力はしております。

ただそうは言いながらも、事務作業と現場での作業がある中で、そういった両立をしながら今後もやっていければなと思っております。

次に、委託料のマスタープランの見直しでございます。

これにつきましては、一昨年に予算計上をさせていただいて、30年度に一回止めまして、31年度に2か年目のマスタープランの予算計上をさせていただいております。このマスタープランの委託に対して、中でというか自分達でできないかというお話ですが、これに関しましてはまずマスタープランのものに関しては、木古内町は新幹線が開業したことによって、都市計画の変更をいまずべきだということで、道からの助言も受けております。

都市計画を策定して約30何年ですか昭和60年代にこの計画を立てたのですが、30年も経ったことで地域の実情も変わっているだろうと。なお且つ、新幹線も通っていますよねと。それで、マスタープランの変更をする時期であるので、それに対して行ってくださいという指示がございました。これに対して内部でできないかというお話ですが、これをやるには私ども一応技術屋ということで、仕事させていただいておりますが、図面とあといろいろな道路の計画図面を都市計画道路をどうするかといういろんな観点から、できないとは言いません。ただ、それに伴う時間的な制約、あとほかに持っている仕事、あとその資料を作る上でただのパソコンだけではなくて、いろんな例えばCADとかそういった設備投資というのも自然と出てきてしまいます。そういった部分を鑑みた中で、この部分に対しては委託したほうがより良いもの、より安価にできるという考え方で委託しているというものはあります。ただ、費用が約今回900万円程度の予算計上をさせておりますが、これがはたして妥当なのかということに関しましては、コンサルから見積もりを取った中で、人区がいくらかかるというものが出た中で、この費用が出ております。

そういった中で、このマスタープランとかちょっとしたこういうソフトコンサル的っていいのかな、その部分のところに関しましては、コンサルのやはり力を借りて行ってきたいということで、今回こういった形で予算計上をさせていただいております。以上です。

**相澤委員長 平野委員。**

**平野委員** 安易にこれ職員のかたがいまの仕事も抱えている中で、できるだろうという思いではないです。しかしながら、一般町民の観点から言い方悪いですけれども、この25ページ程度の内容のものに900万円かかったっていうのを納得できるかと言ったら、できないですよ。以前は、同じようにコンサルさんに委託して作ったのが500万円ぐらいであった事業だったと思うのですけれども、それについては詳細を担当課からいただいて、このようにお金がかかるんだと。そうしたら、アンケート調査ですとか人件費としてかなりかかる要素があったので、はたしてそれが適正なのかと言ったら1日あたりの単価とか莫大に高いわけですから、ただそれはコンサルさんのどこに頼んでも同じということで、理解せざるを得なかったんですけれども、今回のこの内容これ以上のものになるのかはできてこないとわからないのですけれども、900万円っていうのはちょっと普通に考えて納得しがたいというのが本心です。それで今後、この予算がとおってしまうとこのままコンサルさんとの当然、事前に金額の調整したわけですから、これがとおってしまうと思うのですけれども今後、例えば25ページのうちの一部はやはりどうみても業者内でも職員のかたでも全然できるような内容とかも多くあるので、例えばそれを分担した中で、安くしていくような方向性って考えられないのかどうなのかを伺います。これ最後でいいです。

（「関連」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 今回、マスタープランのこれは成果品の発注だというふうに思っていたのですけれども、そうなのかどうなのかという部分。

以前に、何年だったか忘れたけれども、用途の見直しもしたんですよ、都市計の。そして、環状線の冷水線含めた環状線の部分もこれありで、29年・30年と2か年で都市計の計画変更、これを約1,000何百万かかけてやって、その今回マスタープランの成果品の発注なのかどうなのかという部分、まず確認します。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、平野委員の質問に対してですが、自分達でできるものは自分達でやって、少しでも費用を抑えるということでございますが、その部分に関しましては、まず当然木古内町に関わる資料というものは、私どもが持っております。こういった資料提供は当然、コンサルのほうにする上でこの費用となっております。やはりマスタープランの見直しということで、これはいろいろ町民のワークショップの開催とか、パブコメをする上での資料作成とかやはり多岐にわたり、そういった資料の収集等もございます。

そういった資料の収集を私どもでして、それをコンサルのほうに総合的にまとめていただくということで、こういった費用まで積み上げになっているという部分はございます。

ただ、その中で中身に対してページが多いか少ないかで、考えれば単価的には1枚のページの単価は高くなるという部分はあるかもしれませんが、今回のこのマスタープランに関しましては、一昨年まちづくり新幹線課で所管していたものを昨年建設水道課のほうにきまして、このマスタープランに関しては去年一度休止した中で、今年度最終的な成果品ということで、作成することになっております。

いま竹田委員のほうからも関連でありましたが、この都市計画のマスタープランに関しましては、今年度成果品ということで、最終的にまとめまして、これを道のほうに上程するような形になります。以上です。

**相澤委員長** ほかに。

鈴木委員。

**鈴木委員** 時間押している中大変恐縮ですけれども、1点だけ質問させていただきます。

24ページ、土木費の使用料、道路使用料でございます。44万7,000円、昨年からマイナス5,000円とほぼ同額ということで、理解はしました。それで道路使用料、条例で言うところの木古内町道路占用料徴収条例の中で、たぶん徴収された使用料であると私は認識しているのですけれども、占用料についての実態が全く見えない部分がありまして、個人情報もあるかと思うので触れない範囲で、何世帯で例えばですけれども、条例の中には滞納者には100円の督促手数料を徴収しますとかいろいろ徴収する中で課題もあるかと思うのですけれども、料金についてはおそらく料金表もありますけれども、一律だと思っております。

ただ、町の人口も少ない中、独居老人だったり子育て世代だったり、様々な世帯が住んでいる中で、あと立地。立地も中心地なのか外れている場所なのかいろいろあると思うのですけれども、ちょっと実態とかその辺りを説明していただければと思います。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 歳入の道路使用料に関するのですが、まずこれにつきましては、主なものは北電N T Tの電柱の占用料でございます。そこら辺を踏まえまして、電柱等も約800 t以上とかいうふうにあります。あと場所的に地下埋設しているケーブル等があります。そういったものを含めまして、約44・45万円の道路占用料をいただいております。

提塘というのに関しましては、これは河川敷地に入るもので、これも同等に北電の電柱等の建柱によって、その占用料をいただいているものでございます。基本的には、民間にかかる部分一応あるのですが、そこに対しては基本的には業者さんなので、滞納等はございません。以上です。

**相澤委員長** ほかにございますか。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。

河川の維持補修費だと思っておりますけれども、いま昨年度から河川の雑木の処理、大変進んでおりました。大平地区についてはほぼ完璧に処理されております。それによって、河川の流域が広がりまして、災害の検証になるのかなと思っております。

また、いま春に瓜谷のほうにもなんか入ってきているみたいなんですけれども、これは各それぞれ河川ありますけれども、順次進めていってほしいなと思います。

あと、これからは要望になると思いますけれども、町河川についてはいま言われたとおり雑木の処理はどんどん進んでいくと思いますけれども、道河川のほう。これについては、町でやるわけでもないと思いますけれども、せつかく上流の町河川が整理されても下流の道河川、それが整理されなきゃ半分ちょっと意味合いも薄くなっていくのかなと思いますので、これについては道に強く要望していただいて、いまの河川改修している部分はどんどん進んでいると思いますけれども、例えば吉堀橋の前後については、かなり雑木繁殖していますし鳥獣害の関係もありますので、これは強く道に要望していただいて、本来であれば今年度からでも若干手をかけていただければいいのかなと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

それともう一つ、80ページに土木管理費の負担金及び交付金の中に河川環境整備促進協

議会ってこれありますけれども、これについてはいま言った道河川の関係のほうとも関係するのでしょうか。それを伺いたいと思います。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、河川の整備に関しまして、町のほうで随時進めております。

道河川の立木の撤去に対しては、これに関しては、手塚委員のほうから以前からお話いただいている中、私どもも道の担当のほうにはお話はさせていただいております。

ハードルは高いとは思いますが、今後も要望のほう出していきたいと思っております。

最後の80ページの河川の環境整備促進協議会負担金、これは単純に言いますといま木古内川の工事をやっている中で、それに対しての事務費的な負担金という考えを持っていただければと思います。こういったものがあつた中で、河川の整備をやって、それに伴う事務的な動きができているということでそれを各自治体がこれに対しての負担金を納めているというものでございます。

**相澤委員長** ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、土木の部分に関してはここで終了とさせていただきます。

それでは、建築担当のほうの説明をお願いします。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、建築担当の歳出から説明いたします。

84ページになります。あわせて、資料番号2の予算説明資料64ページから70ページです。

1目 住宅管理費です。

本年度 804万1,000円の計上で、前年度対比 1,031万5,000円の減額です。

減額の主な要因は、工事請負費の減によるものとなっております。予算の主な内容としたしましては、公営住宅の維持管理による経費でございます。

9節 旅費から12節 役務費までは、前年度並みです。

13節 委託料については、51万4,000円の増額です。

続きまして、2目 道営住宅管理費です。

本年度予算 177万5,000円の計上で、前年度対比 8万2,000円の増額です。

11節 需用費は6万円の増額で、主な要因は光熱費の増によるものとなっております。

13節 委託料は、前年度並みです。

85ページです。

3目 公営住宅建設費です。

本年度予算 7億1,170万円の計上で、前年度対比 6億2,030万円の増額です。増額の主な要因は、港団地建替によるものです。

資料の64ページに事業内容と、65ページから70ページに図面を載せておりますので、ご参照ください。

13節 委託料については、港団地建替に伴う係わる工事監理業務委託料となっております。

15節 工事請負費は、港団地建替工事として鉄筋コンクリート建ての5階建てで、24戸の建設を行うものとなっております。

22節 補償・補填及び賠償金につきましても、港団地の建替に伴う6世帯分の仮移転補

償費によるものです。

歳出は以上です。

次、歳入になります。

24ページです。24ページの上段の表になります。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料です。

3節の住宅使用料 4,143万3,000円については、前年度と比較し、91万円の増額となっております。

4節 住宅使用料滞納分でございます。72万3,000円については、昨年とほぼ同額でございます。

5節 駐車場使用料 116万3,000円についても、前年度とほぼ同額です。

続きまして、一番下の表になります。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料でございます。

一番下の住宅督促手数料として、既に発生しております過年度分についての200件分を計上しております。

27ページになります。二つ目の表になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 土木費補助金です。

2節の住宅費交付金で、3億2,026万4,000円については、社会資本整備総合交付金事業として、北海道第5期地域住宅交付金として、歳出で説明いたしました港団地の建替に係わる業務委託費と工事費、移転補償費に対する交付金になっております。交付率は、それぞれ45%となっております。

32ページです。

一番上の表になります。

15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節の住宅委託金です。

218万7,000円につきましては、建築確認事務委託金、建設リサイクル法の事務委託金、道営住宅に関わる管理業務委託金となっております。

続きまして、その下の表、16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入です。

2節の町民住宅貸付収入 60万8,000円は、前年と同額です。

38ページになります。

下の表になりますが、20款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入です。

下の表の部分で3行目、公営住宅共同電気料 103万1,000円が建築所管となっております。

建築担当については以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**相澤委員長** 時間が迫っております。ここで昼食のため、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時57分**

**再開 午後 1時00分**



**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、建築について進めたいと思います。

質疑のあるかたございましたら、挙げていただきたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** 今回、港団地の建替、例えば素晴らしいエレベーター完備の施設ができるということで、町長も道営住宅に対しても1Lのそういう要望もしているっていうことで、今回の港団地についても1Lが15戸、2Lが9戸というようなことで、いまの木古内の実態に見合った住宅の構図というか設計なのかなというふうに思っています。完成するのが楽しみにしています。

それで以前、前浜団地だとか等については、例えば駐車場料金取っていましたがけれども、今回港団地はこれ駐車については無料というようなことで、そうだね。料金も特に見込んでいないわけだから。駐車場の料金収入は、前年を踏襲しているでしょう。ということとは、港団地の分が含まれていないというふうに我々はこの予算書見た時に、そう思っていたのですよね。だから、そういうものがあるとすればきちりそういう説明をしてもらわないと議論する時にまた紛争する可能性がありますし、先ほど開会前に集会場の位置の関係も担当のほうから当初は、5階を想定したやつを高齢者等災害時の電気が停電になっても階段で避難等できる2階に設置したということは、これも良かったのかなというふうに思っています。いまちょっと思ったのが駐車場の関係を再度。

**相澤委員長** 小西主査。

**小西主査** 港団地の建替工事ということで、工事自体を約12か月かかるというふうに見込んでおります。31年度は、工事に丸々かかるということで、家賃収入、駐車場収入、駐車場料金については、32年度から発生するというので、31年度予算のほうに歳入では計上しておりません。以上です。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 予算の議決だとか例えば条例の制定だとかそういうものは、その時期でいいと思うのだけれども、いま公営住宅の建て替えをする。いま考えている例えば家賃はこうだよ、そしてこれは傾斜家賃になるのかどうなのかという部分も現段階のやはり構想。最終的には、議会の予算議決と最終的に伴うのだけれども、現段階で考えている部分。それによって例えば、おのずと家賃収入も今年度の例えば公営住宅の歳入等で見ている家賃収入も昨年から見れば減額になっているから、たぶんこのあとに港団地の分は追加されるんだろうなというふうには見ているのですよね。ですから、その分港団地の部分だって現在まだ入っている人もいるわけですし、そういう家賃も見込んでの家賃収入との見合いもあるのだろうなと思ってます。だから、現段階で例えば考えている家賃、そして傾斜家賃等を採用するのかどうなのかという部分も含めて。これ今後の常任委員会等のやはり議論の焦点になるわけですから、よろしくお願いします。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず駐車場の料金については、先ほどうちの小西が申したとおり、32年度からの料金収入として考えております。

家賃のほうに関しましては、傾斜家賃という考え方がございまして、これは事業者側の都合で建て替えをするわけですから、それに伴って建物が新しくなると。必然的に家賃は

高くなります。ただ、これがいきなり1万・2万上がるということになってしまいますので、まずは傾斜家賃の考え方として、5年間でいまの旧港団地の家賃から新しい家賃まで上がる段階的に家賃を上げていくこととなります。家賃に関しましては、1LDKと2LDKということで、それぞれ値段も違います。あと、個々の収入等にも変わってきますので、そういったことを鑑みて5年間で家賃の収入というのは変わってくるということをございます。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 港団地の真ん中については、集会場も含めて良い建物になるだろうと想像しているところですが、写真を見ますと写真どおりになるのかわかりませんが、このデザインというのですか、ベランダの柵がこれきつと壁になるものなのか、こっちは網になるものなのか。この意図と言いますか、あと色が左右対称じゃないというか、デザイン的なのも意図なのかどうなのか、小西主査の趣味なのかどうなのかお聞かせください。

それと、以前から港団地の建て替えに向けて、この港団地を中心としたシルバータウン化なのですが、その構想はいまのところないというふうに見ているのですが、12月定例会にも一般質問させていただきました高齢者の買い物だったり、散歩行く途中で休憩スペースを作るためにベンチを設置したほうが良いという提案には前向きに考えるという町長の答弁でした。その部分を含めて、例えばこのような団地の周りには公園とかつきものなのですが、住まわれるかたが大多数が高齢者のかたということで、公園が必要かどうかということとはちょっと考え方としていないのかなという考えもあると思うのですが、これから包括ケアを進めるにあたり、この地域に住まわれる高齢者の方々が元気に暮らしていくという観点から、例えば外に井戸端会議をできるような中には集会場があるのですが、外に出て皆さんで近隣のかた集まってお話できるようなスペースだとか、そのような考えはないのかどうなのか。やはり団地に住まわれるかたもそうですけれども、この団地を中心に一般住宅も含めて多数のかた住まわれているわけですよね。その方達も例えば居心地の良い外に出て休憩できるスペースというのも作るべきじゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず、最初の港団地の敷地に関わる旧建物の取り壊し後における余剰地も含めた中で、タウン化も今後していくということで、構想は持っております。

その中で、今回の一般質問の関係で中央通等の収用に対する土地の代替地ということも構想的にはもっております。そういった中で、そういったいろいろなかたの来る施設ということもあった中で、例えば駐車場の中に休憩施設等の設置もどうなのだろうかといういまお話もございました。基本的には、まず公園ということではいま計画としては考えておりませんでした。

まず、公園を造らなかった関係としましては、いまの段階では高齢者が主に居る団地でございますので、公園という考え方はありませんでした。しかしながら、外に休憩施設ということもいま平野委員のほうから声があった中で、そういった議論もちょっと必要なのかなといま私思いました。

駐車場に関しては、基本的にいま舗装だけするような構造になっておりまして、一部自転車置くスペースとかもありますので、この中で例えばベンチ等置くようなことは、今後

考えていきたいと思えます。以上です。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 苦言じゃないのですけれども、やはり町として福祉の町を掲げる以上、この後付けて駐輪場のところにベンチを置いたところがはたして高齢者が集いやすい場所になれるのかって言ったら、ちょっとクエスチョンマークなのですね。日当たりも含めて以前から言っているように、地域包括ケアを進めるにあたって何が大事なんだと考えた時に、高齢者のかたが散歩をできて、外でみんなと話して、それが痴呆の進みを遅くしたり、足腰の強化で病院に通う回数が少なくてもいいっていうことにつながるのですよね。ですので、いまも駐車場の中と言いましたけれども、駐車場の中にそういう休憩スペース作っちゃったらだめですよね。危険ですよね。いまできあがった中で、どのような場所が適切で、どのような設置の仕方ができるのかは、いまここで提言できませんけれども、完成に向けて知恵絞って、いま言うような高齢者が集える場所作りについて、一生懸命作戦を練ってほしいなと思えますので、前向きな答弁しましたので、期待しております。

**相澤委員長** 小西主査。

**小西主査** 外観上のデザインにつきましては、実施設計を行った二本柳設計事務所より提案いただいているところです。コンセプトとしましては、海と山に挟まれた立地条件において、港団地の背後には山が見えると思うのですけれども、茶色い壁手すりと言うのですかその部分が大地から伸びる木が枝木を伸ばすようなイメージを四方八方に枝を広げるさまを表現しているものでございます。色彩については、まだそれは決定事項ではないのですけれども、アースカラーを用いて自然と調和していけるようなもので統一していきたいと考えております。以上です。隙間がないところが枝木をイメージしているということで、地面から上に向かって枝が伸びるような。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** デザインについては、個性と言いますか趣味と言いますか人それぞれ好みありますので、これが良いか悪いかわかりませんが、実用性を考えた時に、隙間があって風が通しが良いところと壁になっちゃって風通しが悪い。どっちが良い悪いって不公平感と言いますかあると思うので、その辺も考慮した上でどちらが構造としていいのかデザインも含めて、しっかりと入る前に検討してほしいなと思えます。

あと、建替工事するにあたって道南スギの活用はありますか。

**相澤委員長** 小西主査。

**小西主査** 内装部分に使用したいと考えております。居室の中では、1LDKも2LDKも居間の壁一面に使用したいと考えております。集会所についても腰壁部分に羽目板を使用すると。あと、共用廊下の部分も玄関前の壁ですとか、そういうところに使用していきたいというふうに考えております。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 同じく港団地の建替工事で、ほかの委員から午前中の流れの中であるのかなと思ったのですけれどもなかったもので、質問させていただきます。

除雪の関係、そしてスロープ2箇所ありますよね。ここ屋根からの雪とかその辺り、もちろん安全を検討されて設計されていると思うのですけれども、その辺りはもう設計上問題がないということで間違いありませんでしょうか。確認です。

**相澤委員長** 小西主査。

**小西主査** 外部のスロープについては、5階建ての構想となっておりますし、傾斜が付いた屋根ではないので、ここに落雪の心配はないというふうに考えております。

**相澤委員長** ほかに。

竹田委員。

**竹田委員** 1点だけ、副町長。ここにL S Aでしたか生活援助員、これを将来的に高齢化率が高くなるにつれて、やはり必要になってくるのかなっていうふうに思っているのですよね。ですから、いまはまだ元気な人たぶんこの住宅には入居すると思うのですけれども、将来に向けて援助員の配置だとかをこれから検討していくそういう考えもあるのかどうか。全くないのなら、ないで結構ですし。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 私のほうからお答えしたいと思います。

L S Aのほうに関しては、私どもも保健福祉課のほうとなるべく協議はさせていただいております。その中で、結論的に言いますとL S Aの完備はしない方向性です。それはまずなぜかと言いますと、いまの建物に関してはユニバーサルデザイン、要は身障者に優しい施設ということが基本的に設計することになっています。そういった観点から、シルバーハウジング的な要素も含まれた中で、建物が対応できておりますので、現段階ではL S Aの常駐するかたへの配置等は考えていない状況で計画を進めております。

**相澤委員長** 副町長。

**大野副町長** それと、港団地もそうなのですけれども、ほかのところも高齢のかたがお住まいになって、支援が必要な状況になってくるというのは、これからどんどん発生してくると思います。そういった時には、緊急通報装置を利用いただいて、消防あるいはご近所との連携をしてもらおうと。これは、電話回線さえお持ちであれば接続可能ですので、そういった手続きは進めていきたいと思っております。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

小西主査、もう一つ聞くの忘れていました。屋根の雪等でスロープとか雪の影響はないということなのですけれども、スロープにそうしますと屋根等付ける予定もない。このまま設計図のようにいくのか、確認だけ。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** このスロープには屋根はございませんので、雪が積もる形状となります。除雪の話だと思っておりますが、これに関しては最低限、居住者のかたで対応していただくということが基本だとは思っております。ただやはり、今回こういった集合住宅にしたということと、あと5階建てにしたということに対しては、いま平屋での建物でやはり自分の玄関の間口先の除雪が大変だっていう声も大変多くありました。そういったことも鑑みながら、集合玄関ということになりますので、あとは住宅居住しているかたが基本的にやっていただいて、それに対して補完する意味で建水のほうでも除雪は若干することもあると思います。

**相澤委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 私のほうは1点だけ、いま平野委員とかぶる部分はありますけれども、いま

副町長からも言われたように、高齢化が進む可能性はあるんだよと。そういう中で、いわゆる外構の面ですよ。外構の面で、このパーツを見るとデザイン的なものは当然載っているのですけれども、正面奥のほうに森が見えるようなパーツになっているんだけれども、いわゆる建物の周りですよ。外構に街路樹というかそういう木だとか、そういうものの配置の計画はないのかなというように思ったものですから、その辺お答えしてください。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 外構に関する部分でございますが、植生のほうに関しては、現段階では考えておりません。理由といたしましては、やはり施設に関わる維持管理に対する時間・費用等が高騰している段階で、こういった観点からも維持管理を最低限するというところで、植生のほうは考えておりません。この港団地はいさりび団地に並行している中で、この後ろの面には防音壁等もありまして、そういった意味ではいさりび鉄道が防音壁がありながらも若干見えるような状況でもございますので、そういった意味でも植生のほうはして視界を遮らないようなこともちょっと鑑みただ中で、こういったことで計画しました。以上です。

**相澤委員長** ほかにないようですので、次に移りたいと思います。

#### **議案第26号 木古内町水道事業から木古内町簡易水道事業へ変更すること等に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について**

**相澤委員長** 次は、水道事業会計についてです。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、上水に係る新年度予算について、説明いたしたいと思いません。

その前に議案になりますが、第26号 木古内町水道事業から木古内町簡易水道事業へ変更すること等に伴う関係条例の管理に関する条例がございますので、先に説明させていただきます。

議案のほうになりますが、本条例につきましては、国の認可を水道事業から簡易水道事業へ変更することにより、今回これに関する各条例の文言を改めて整理するものでございます。若干、条例改正の案の説明の前に、基本事項について若干ご説明したいと思います。

一般の需用に応じる水道事業は、「5,001人以上の上水道事業」と「5,000人以下による簡易水道事業」により、どちらも同じ水道事業に属することになっております。

今回、木古内町浄水場の浄水方法の変更等を行って、変更認可が必要となると。このため、これまで担当のほうで道庁水道グループのほうと約半年間以上にわたって協議を踏まえた中、2月20日付けで変更認可申請を行っております。前倒しで協議を進めておりました、このたび2月26日付けで変更認可を認める指令文書が届いたところでございます。結果といたしまして、当町は給水人口が5,000人以下であるため、簡易水道事業としてスタートするということが今回根本になっております。

今後、浄水場の機械・電気関係、あと老朽管の更新、更新したことによる需要の高まりもありますので、こういったものも踏まえて国庫補助の適用を行っていくということでございます。

それでは、条例改正の中身について、説明いたします。

資料のほうは、資料番号1 100ページから106ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

議案のほうの説明になります。

第1条、木古内町職員定数条例の一部改正です。

条例の第2条第5号の文言を、水道事業から簡易水道事業に改めるものでございます。

第2条です。木古内町水道事業の設置に関する条例の一部改正です。

この中での第1条中にある、水道事業を簡易水道事業に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中、地方公営企業法を法に改め、同条第4条とする。

第2条中第2項中に記述している字名について、各連単区域を全域及び一部に改めてございます。

同条第3項中、給水人口9,100人を3,940人に、同条第4項中、1日最大給水量を3,900立法メートルを1,930立法メートルに改め、同条を第3条とするものです。

第1条の次に、第2条として地方公営企業法を加える。

なお、第2条の地方公営企業法の適用につきましては、上水道事業は地方公営企業法の適用を受ける事業となっておりますが、簡易水道事業になりますと非適用となってしまいますので、今後も上水事業と同様に全てを継続するために条文を追加したものでございます。

第3条です。木古内町水道事業条例の一部改正です。

第1条、第2条の見出しに、同条及び第3条第1項中「水道事業」を「簡易水道事業」に改める。

めくっていただきまして、第38条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門大学の前期過程を含む)」、「卒業したあと」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第39条第2号中「卒業したあと」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を「卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了したあと)」を「卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第5号中「当該各号の卒業生」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者)」を加える。

第40条です。水道事業管理者を管理者に改める。

なお、38条から第39条の一部改正についてですが、これは学校教育法の一部を改正する法律によって、本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の改正が行われています。

専門職大学は、前期課程と後期課程に区分することができ、前期課程の修了者は短期大学の卒業生と同等の教育水準を達成することとされております。

あと、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件として、短期大学の卒業生が規定されているものについては、専門職大学の前期課程の「修了者」は「卒業生」ではないことから、現行規定のままでは、短期大学の卒業生と同等の教育水準を達成しているにもかかわらず、当該資格要件を満たさないこととなります。このため、専門職大学の前期課程

の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう改正を行うものでございます。

最後に、第4条です。第4条、木古内町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正です。

第1条中、水道事業を簡易水道事業に改める。

附則といたしまして、1にこの条例は、平成31年4月1日から施行することとし、2に、第3条の施行前に行われた技術士法の規定により、記述しているとおりとします。

以上で、条例についての説明を終わります。

続いて、予算の説明に入ってもよろしいですか？

**相澤委員長** 一度、切ります。

条例に関して、質疑等あれば。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほどの説明の中で、2月の26日付けで簡水の認可が下りたということで、良かったなと思っています。

ただ、条例の第2条、公営企業の全部適用をする。私達ちょっと根拠法令どうこうでなくて、昔の知識からすれば簡水になれば一般会計になるっていう統括会計にするのかっていうふうにイメージ的に思っていたのですけれども、今回、公営企業の全部適用、簡水でも全部適用になるんだっていうこと。これは、どこの定義からこういうふうになったの。我々、この辺の勉強っていうか認識あまりなかったものですから、ちょっとその辺説明してください。

**相澤委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 簡易水道事業の特別会計と言いますかそういった事業体もございますけれども、全国的にも簡易水道事業でありながら、公営企業法全部適用されている事業体、数多くございます。公営企業法はそういうふうになっております。

背景としましては今後、総務省からの年明けの通達によりまして、現在簡易水道事業で例えば公営企業会計を適用していない事業体についても、この簡易水道事業についても、原則として2023年頃までに公営企業会計を適用するような流れになってきておりますので、いずれにしましても会計としましては、そういった形でこれまでと同様に運用してまいりたいという考えでございます。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** そういうことだっていうことであれば、了解しました。ただやはり、一部上水、一部簡水っていう過去にはそういう町なりあったその話を聞けば、上水の部分は公営企業の適用で、簡水の部分は一般会計っていうふうに我々聞いていたものですから、簡水になればっていうふうな思いがあったものですから、了解しました。

**相澤委員長** ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** なければ、会計のほうに移ってください。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、予算のほうの説明に入らせていただきます。

簡易水道事業会計予算について、まずはじめに、収益的収入及び支出からご説明いたし

ます。

予算書、水道の19ページになります。あわせて、資料番号2の予算説明資料71ページをご参照ください。

資料番号2の71ページになりますが、下段の表が支出になっております。

前年度対比 937万6,000円の減額となっております。

予算書に戻りまして19ページ、1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費 本年度予算 3,114万8,000円、前年度対比 598万8,000円の減額となっております。

予算の主なものは、浄水場の維持管理等に要する経費となっております。減額の要因といたしましては、消耗備品費で14万2,000円、通信運搬費で10万9,000円、委託料で521万5,000円、修繕費で39万9,000円の減額となっております。

めくっていただきまして、20ページです。

2目 配水及び給水費です。本年度予算 1,407万4,000円、前年度対比 175万2,000円の減額となっております。

主なものは、技術担当職員1名の人件費と漏水調査委託料、配水管等の維持管理経費となっております。

21ページになります。

3目 総係費 本年度予算 2,638万7,000円、前年度対比 112万円の減額となっております。

予算の主なものは、担当職員3名の人件費です。人件費につきましては、人事異動により47万2,000円の減額となっております。

また、委託料につきましては、システム改修委託料 64万3,000円の減額です。

他の節の予定額につきましては、昨年とほぼ同額です。

22ページの中段で、4目 減価償却費、節 固定資産減価償却費 本年度予算 5,129万5,000円、前年度対比 325万3,000円の減額で、構築物、水道管等の償却終了、または機械及び装置、電気計装設備等の償却終了によるものでございます。

5目 資産減耗費 本年度予算 96万4,000円、前年度対比 16万6,000円の増額です。

今回の増額は、メーターの除却が増えたことによるものでございます。

23ページは、6目 その他営業費用、節 雑支出は科目出しです。

次に、24ページです。

2項 営業外費用、1目 支払利息 本年度予算 995万7,000円、前年度対比 103万7,000円の減額です。

節 企業債利息 980万5,000円は、財政融資資金・地方公共団体金融機構の償還利息です。

節 借入利息 15万2,000円は、前年度並みです。

2目 長期前払消費税勘定償却 本年度予算 109万6,000円、前年度対比 2,000円の減額です。

3目 雑支出は、科目出しです。

4目 消費税 本年度予算 995万円、前年度比 361万円の増額です。

25ページは、3項 特別損失、4項 予備費として、それぞれ10万円を計上しております。



次に、収益的収入に入ります。

17ページに戻ります。

収益的収入についても、資料番号2の71ページの上段の表にありますとおり、前年度対比 687万5,000円の減額となっております。

予算書に戻りまして、1款 簡易水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益です。

本年度予算 1億1,392万7,000円、前年度対比 563万6,000円の減額予算となっております。水道使用件数が2,218件を計上しております。

その下の表になります。

2目 その他の営業収益 本年度予算 53万7,000円、前年度対比 2万4,000円の減で、各手数料・負担金・雑収益となっております。

18ページです。

2項 営業外収益、1目 受取利息及び配当金 本年度予算 4,000円は、前年度並みです。

2目・節 他会計負担金 本年度予算 1,627万1,000円、前年度対比 87万4,000円の減で、一般会計からの負担金分です。

3目 長期前受金戻入 本年度予算 1,491万8,000円、前年度対比 34万1,000円の減です。

次に、資本的収入及び支出について、説明いたします。

資本的支出についても、資料番号2の72ページの下段の表のほうに支出合計があります。前年度対比 6,185万4,000円の増額となっております。

73ページから74ページには、主要な事業の位置図を載せておりますので、あわせてご参照ください。

予算書に戻りまして、28ページです。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費 本年度予算 1,182万円、前年度対比 146万6,000円の減額、これは水道メーターの交換の工事実施分で、新年度は本町・前浜・木古内地区を主としております。

2目 配水管改良費 本年度予算 4,900万円、前年度対比 4,900万円の増額で、新年度から工事請負費にて、まず港町2号線配水管更新工事及び老朽管更新工事の実施、あわせて委託料のほうにて、老朽管更新設計業務を行うものでございます。

3目 施設改良費です。

本年度予算 2,053万7,000円、前年度対比 1,308万5,000円の増額で、これにつきましても工事請負費にて浄水場低区配水流量計更新工事、委託料にて浄水場紫外線装置等実施設計業務等を行うものでございます。

29ページです。

2項・1目 企業債償還金、節 元金償還金 本年度予算 4,313万6,000円、前年度対比 123万5,000円の増額となっております。

3項 予備費は、前年と同様です。

次に、資本的収入に入ります。

27ページに戻ります。

資本的収入についても、資料72ページの上段の表にありますが、本年度予算 6,940万

円となっております、これがそのまま増額となっております。

予算書に戻りまして27ページ、1項・1目・節 企業債です。

本年度予算 4,870万円、前年度対比 4,870万円の増額となっております。

主な事業といたしましては、先ほど説明いたしました浄水場の紫外線装置等実施設計業務委託事業で1,080万円、簡易水道事業の老朽管更新設計業務委託事業で1,350万円、簡易水道事業の老朽管更新工事事業で1,530万円を計上しております。

2項・1目・節 国庫補助金です。

本年度予算 2,070万円、前年度対比 2,070万円の増額となっております。

これに関するものに関しては、先ほどの工事設計による補助金となっております。

最後に、4ページに戻ります。

4ページの中で、資本的収入及び支出でございます。

収入合計で6,940万円、支出合計で1億2,454万3,000円に対しまして、不足する額が5,514万3,000円となっております、これは過年度分の損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上で、簡易水道事業会計を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**相澤委員長** 簡易水道事業に関して、質疑ございましたら挙げていただけますか。

竹田委員。

**竹田委員** 1点、28ページの工事請負費と委託料、この関係で同じ場所ではないのですよね。例えば、老朽管の更新の工事費と設計委託、これが区域が工事はどこで。例えば、設計委託はどの範囲だってわかれば。

**相澤委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 老朽管の更新工事についてでございますけれども、31年度は警察前通ですね。こちらを予定しております。ここ町内で敷設されている水道管の中で、一番古いルートになっておりまして、工事についてはそちらを予定しています。

設計委託のほうは、大変説明不足で申し訳ないのですが、今回のこの工事だけではなくて、国庫補助事業で要望している延長約30km近く、そのうちの3分の1程度にあたる10km、これを設計委託としてまず第一段でひとまとめとして。重要度という先途を踏まえて、そこら辺は幹線を中心に選定して、設計委託をかけたいというふうに思っております。

**相澤委員長** ほかに。

平野委員。

**平野委員** 収益的支出で19ページですけれども、いま知内と協調のもと業者に委託して管理していただいているというのが2年目ですよ。去年もちょっと質問した部分で、ことし去年の答弁うろ覚えでそれがあっているかどうかわからないのですけれども、その確認したかったですけれども、委託するにあたって消耗品だったり燃料費、薬品費、これも委託先のほうで負担するような委託の仕方が適正なんじゃないかという去年質問したと思うのですよ。それに対して、その部分も含めて次年度以降、委託業者との知内とかも含めた協調性のもと、交渉するっていうような答弁をもらったような気がするんですけども、もしそうでなければそうでなくていいです。ことしが委託料が500万円程度下がっているというのは、単純に件数が減ったの減なのか、その辺の委託料を減らすための各種消耗品とか逆に増えているのですけれども、委託料を減らすために何らかの努力をした結果がこ

の500万円近くの減になっているのかという部分について、内容をお聞かせいただきたい。

**相澤委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** まず、消耗品含めた形で、委託業務の中にその部分が含まれているのかというお話だと思うのですが、現状の考え方としましては、消耗品ですとか薬品費は委託料の中に含まれておりません。考え方としましては、必要になった部分だけ購入を行って、運用していただくという考えになっていまして、先ほど言いましたように委託料の中には、薬品費、燃料費ですとかその辺については含まれていない状況になっています。

それから、当初の2,300万円から約1,800万円になった理由と言いますか、当初予算の初年度の計上では、全国的には2町で例えば連携して共同発注するという事例がなかったもので、担当のほうで単独で委託するとすれば、どの程度になるかっていうことを算定しました。その中で実際提案いただいて、民間事業者から2町で業務を受注できれば、この程度までコストとしては削減できますよってという提案をいただきまして、その金額をもとに契約した結果、約500万円程度のコスト削減になったということでございます。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時50分

**再開** 午後1時56分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございますでしょうか。

佐藤委員。

**佐藤委員** 説明資料の中の72ページですけれども、建設改良費の中の施設改良費というのは、先ほどの説明の中では、私が思っていたのと全然違うような感じでございましたけれども、中身はだいたいわかりました。

私がいま言いたいことは、ずばりものを言いますけれども、私の家のすぐ近くに木古内の上水道の水の取り口があります。その小屋の管理、去年から雪によってもう既に軒先が折れています。ことしの雪でさらに折れてしまっている。この管理は、民間に委託した人達が管理しているものなのか。民間の水道、委託したでしょう、その人達が管理するそういうところは、わかりますか、水道の小屋あるでしょう、うちのすぐ近くに。もう既に軒先が折れてしまっている、ことしに。そういう管理は民間の人に委託して、その人達はわかっているの、全然わからないの。

**相澤委員長** 木本（邦）主査。

**木本（邦）主査** 佐藤委員のご自宅の近くの取水している建物ですね。こちらの施設についても取水口の巡視についても委託業務の中に含まれておりまして、いまおっしゃった建築部材の破損についても報告は受けて、一緒に現地を見ております。今後、そちらの修繕費については、契約の中身でいきますと木古内町のほうで負担するような形にいまなっておりますので、修繕方法含めてこのあとさらに協議を進めてまいりたいと思います。

**相澤委員長** ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** ないようですので、これで終わります。

**議案第18号 きこないクリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する  
条例制定について**

**相澤委員長** 次、下水道事業特別会計のほうをお願いいたします。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、新年度予算に関わります議案第18号 きこないクリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例制定について、先にご説明いたしたいと思っております。

議案の第18号、この本条例につきましては、クリーンセンターで浄化槽汚泥の処分を行うことにより、効率的な汚水処理をすることについて、必要な事項を定めたものでございます。

第1条でまず目的ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、浄化槽汚泥の処分に関する必要事項を本条例に目的として定めております。

第2条では、クリーンセンターで処理する区域。

第3条第1項では、浄化槽汚泥の搬入方法等として、木古内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例にしたがい搬入するものとし、搬入できるものは廃棄物処理条例第9条に規定する一般廃棄物処理業等の許可を受けた者とする。また、第2項では、搬入できる時間を設定しております。

第4条では浄化槽汚泥の搬入制限を、第5条には手数料に関わることをそれぞれ記述しております。

下段の別表第1に、汚泥処理手数料として1リットルあたり4.8円としております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行することとし、また手数料条例を別表の汚泥処理手数料を追加することとしております。

以上が条例の説明になります。

**相澤委員長** 条例の件で質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 汚泥処理手数料の単価の部分なのですが、これは一般家庭から汚泥の曝気した時の10あたりの単価なのですが、これは一般家庭からの徴収料金という捉え方でいいのかなのか。その確認だけ。

**相澤委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** いまの手数料の根拠ということによろしいでしょうか。手数料の根拠といたしましては、現状、渡島西部衛生センターのほうでこの浄化槽の汚泥の受入費がございます。その中で、衛生センターで手数料を受けている4.8円と同額としておりまして、汚泥のものに関しては下水道区域外から出た個人からの汚泥を想定しております。

**相澤委員長** 岩本主査。

**岩本主査** この4.8円というのは、あくまで収集業者さんからいただく手数料の金額となっております。収集業者さんが一般家庭からいただく料金は、収集料5.4円を含めた10.2円、これはいままでと何ら変わりはありません。以上です。

**相澤委員長** ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、下水道事業特別会計のほうをお願いします。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、下水道事業特別会計予算について、説明に入らせていただきます。

下水道の予算書、5ページになります。

平成31年度の予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,973万2,000円で、前年対比 722万2,000円の減額となっております。

主な要因といたしましては、管渠事業費の減額によるものでございます。

歳出より説明いたします。

13ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 本年度予算 1,505万5,000円、前年度対比 447万8,000円の減額となっております。

2節 給料から4節 共済費については、職員2名分となっております。

19節 負担金補助及び交付金、27節 公課費については、昨年とほぼ同額です。

次に、14ページです。

2目 クリーンセンター費 本年度予算 3,944万5,000円、前年度対比 238万7,000円の増額です。

内容につきましては、クリーンセンターの維持管理に要する経費で、増額の主な要因は11節 需用費の薬品費において、4年に一度の脱臭活性炭を交換するためでございます。

12節 役務費から14節 使用料及び賃借料までは、昨年とほぼ同額です。

15ページ、2款 施設費、1項・1目 施設整備費 本年度予算 1億329万6,000円、前年度対比 949万4,000円の減額です。年度の事業費を前年度 1億1,000万円から1億円にしたことによって、減額となったものでございます。

9節・11節は、前年並みとなっております。

今年度、13節 委託料で、次年度以降の工事に伴う管渠詳細設計業務委託料として1,200万円、また供用開始から15年を迎えたクリーンセンターでございますが、改築の更新を進めるにあたり、今年度から2か年の計画で下水道ストックマネジメント計画策定費 850万円としております。いわゆるストックマネジメントでは、下水の長寿命化計画ということでございます。

15節 工事請負費です。

汚水管渠整備費として、8,188万円を計上しております。

事業予定についてですが、資料番号2の75ページから76ページに、説明資料を記載しておりますのでご参照ください。

16ページになります。

3款・1項 公債費、1目 元金 本年度予算 8,556万5,000円、前年度対比 521万3,000円の増額で、長期債元金償還金となっております。

2目 利子 本年度予算 1,632万1,000円、前年度対比 85万円の減額で、長期債利子償還金と一時借入金の利子となっております。

17ページ、4款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金については、前年と同額です。

続いて、歳入に入ります。

9ページに戻ります。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金 本年度予算 480万7,000円、前年度対比 107万5,000円の増額で、内訳といたしまして、1節 現年度分で461万7,000円、2節 滞納繰越分で19万円となっております。

2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料 本年度予算 2,982万1,000円、前年度対比 28万円の減額です。

1節 現年度分で2,982万円を計上しておりますが、前年実績及び平成31年度新規接続見込戸数をもとに積算しております。

2項 手数料です。

1目から10ページに移りますが、3目までが前年度とほぼ同額で、4目に汚泥処理手数料は、先ほどの条例で説明させていただいた、合併浄化槽の汚泥をクリーンセンターで処理する際に徴収する手数料で、今年度につきましては、13万ℓにあたる62万4,000円を計上しております。

次に、3款 国庫支出金、1項 国庫補助金 本年度予算 5,000万円、前年度より500万円の減額です。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 本年度予算 1億693万6,000円、前年度対比 469万7,000円の増額です。

11ページです。

5款・1項・1節 繰越金、6款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節の延滞金、2項 雑入までは、前年度と同額です。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 本年度予算 6,740万円、前年度対比 840万円の減額となっております。管渠の事業費の減額に伴って、下水道事業債の借入可能額が減額になったことによるものでございます。

下水道会計については以上なのですが、平成31年度から一般会計予算の中で、浄化槽関連予算がございまして、これに関しては当課の下水の担当になりますので、続いて説明してもよろしいでしょうか。

**相澤委員長** お願いします。

構口課長。

**構口建設水道課長** それでは、一般会計の予算書、67ページになります。

まず本予算なのですが、昨年12月定例会において合併浄化槽の設置に関する条例を制定したことに伴い、今回新たに一般会計予算で計上するものでございます。

67ページの4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費です。

そのうち、19節の一番下の負担金補助及び交付金のうち、次のページになりますが、真ん中の合併浄化槽設置補助金として1,470万円、水洗化助成金として45万円、融資斡旋利子補給金として2万円を計上しております。本年度につきましては、5人槽を10件分、7人槽を4件分、10人槽を1件分、計15件分に対する設置補助金として計上しております。

続いて、歳入のほうになります。

26ページになります。26ページの一番下の表になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費補助金、1節 循環型社会形成推進交付金これにつきましては、合併浄化槽設置補助金に対する国からの交付金として195万7,000円を計上しております。

次に、31ページになります。31ページの二つ目の表です。

15款 道支出金、3項 道委託金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金は、北海道から権限委譲を受けている浄化槽事務に関する委託金として、7,000円を計上しております。

39ページです。真ん中の表になります。

21款・1項 町債、1目 総務債、2節 過疎地域自立促進特別事業債 1億570万円のうち、合併浄化槽補助金として、1,270万円を見込んでおります。

浄化槽関連及び下水の予算に関する説明をこれで終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**相澤委員長** 説明が終わりました。質疑等ございましたら上げていただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、これで土木から下水道まで終わりましたので、どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時15分**

**再開 午後2時25分**

## (2)生涯学習課

**相澤委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

生涯学習課学校教育グループから審査をはじめたいと思います。よろしくお願いたします。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）生涯学習課長** それでは、生涯学習課学校教育グループ所管の歳出予算からご説明をさせていただきます。

予算書、87ページをお開き願います。

予算説明資料は、77ページをお願いたします。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費、前年度に比べまして3万9,000円の減となっておりますが、前年度計上していた会議負担金 2万4,000円の減以外は、ほぼ同様の予算計上となっております。

次に、2目 事務局費です。前年度に比べて、186万6,000円の増となっております。

1節 報酬では、スクールカウンセラー報酬が臨床心理士の資格取得による時間単価の増額により、21万7,000円の増となっております。

8節 賃金は、主に中学校公務補の再任用終了に伴う非常勤職員の採用及び特別支援教育支援員の1名増により、345万9,000円の増となっております。

9節 旅費は、前年比 73万円の減となっておりますが、主な要因は前任のA L Tの帰省旅費分の減によるものです。

11節 需用費は、前年度計上していた教育総合推進中期計画の印刷分と事務費消耗品分などの42万5,000円が減額となっております。

19節 負担金補助及び交付金は、前年比 46万円の減となっておりますが、主な要因としましては前年度計上しました、旧札苧小学校100周年記念碑改修事業補助金分の35万円の減となっております。

ほかの節においては、ほぼ例年どおりの計上となっております。

次に、3目 財産管理費です。前年度に比べて、87万5,000円の増となっております。

11節 需用費の教職員住宅修繕費 137万7,000円のうち、97万7,000円が教職員住宅の外壁修繕分として前年度より増額となっております。

13節 委託料では、前年度計上していたP C B 荷姿登録委託料の13万5,000円の減額分によるものが主なもので、その他はほぼ例年どおりの計上となっております。

予算書、90ページをお開きください。

予算説明資料は、82ページをご参照願います。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、前年度に比べまして38万9,000円の減となっております。

11節 需用費は、120万3,000円の増額となっておりますが、主な要因は燃料費の増加分となっております。

13節 委託料では、薬注ポンプ維持管理業務委託料 7万2,000円を新たに計上しております。

14節 使用料及び賃借料では、新たにウイルス対策ソフト使用料 5万3,000円を計上しております。

18節 備品購入費では、インパクトドライバー購入費を計上しております。

その他は、ほぼ例年どおりの計上となっております。

次に 2目 教育振興費、前年度に比べまして76万6,000円の減となっております。

18節 備品購入費は、前年比 59万9,000円の減となっております。

購入備品につきましては、説明資料の77ページに記載しております。

その他につきましては、ほぼ例年どおりの計上となっております。

予算書、92ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費、前年度に比べまして178万6,000円の増となっております。

11節 需用費は、前年比 90万2,000円の増となっておりますが、主な要因は燃料費の増によるものです。

13節 委託料では、薬注ポンプ維持管理委託料 7万2,000円と樹木伐採業務委託料 140万円を新たに計上しております。

15節 工事請負費では、学校の地下タンクが改修時期にあるため、280万8,000円を予算計上しております。

18節 備品購入費 19万3,000円は、ヒートレスファン加湿器4台の購入費となっております。



そのほかは、ほぼ例年どおりとなっております。

次に、2目 教育振興費で、前年度に比較しまして、2万5,000円の増となっております。

11節 需用費は、前年比 27万8,000円の減ですが、主な要因としましては、部活用ユニホームの購入費が前年比 21万6,000円の減となったことによるものです。

18節 備品購入費は、前年比 20万9,000円の増となっております。

購入する備品の詳細は、予算説明資料の77ページの下段に記載しておりますので、ご参照ください。

そのほかは、ほぼ例年どおりの予算計上となっております。

歳出については、以上となります。

引き続き、歳入予算よろしいですか。

**相澤委員長** お願いします。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）生涯学習課長** それでは、学校教育に関する歳入予算のほうについて、説明をいたします。

予算書32ページをお開き願います。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、3節 教育職員住宅貸付収入、15戸分で334万8,000円を計上しております。

続きまして、予算書39ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、上から2行目、日本スポーツ振興センター保護者負担金で、7万5,000円となっております。

下から2行目の雇用保険繰替金 27万5,000円のうち、非常勤職員等の分が6万8,000円となっております。

その下の公衆電話手数料等 2万円のうち、小中学校の公衆電話分として1万8,000円を計上しております。

学校教育に関する部分は、以上となります。よろしく申し上げます。

**相澤委員長** 学校教育の説明が終わりましたので、質疑ございましたら挙げていただけますか。

平野委員。

**平野委員** 平野です。

以前から義務教育に関する学校で使う教材費については、町が全額負担するべきだというような思いのもと、教育委員会さんのほうには提言してきました。これはあくまで施策ですので、トップからの指示がなければ変わらないことであって、その中でもスキーの助成だとか様々な面で、負担が少しでも保護者にかからないようなちょこちょことした施策は、取り組んでいただいていることはありがたいなと思っています。

そんな中で、年々子どもが少なくなってきた、一学年の生徒数が少ないと。卒業する時のアルバムを各家庭が負担するんですけども、以前は卒業生が30人・40人ということで、その冊数プラスアルファの部分も例えば50冊とか60冊を作るので、1人あたりの単価ってすごい低額でできたのですよね。数千円、3,000円、4,000円。今後、いまことし卒業する子達も10数人で、このあともっともっと少なくなっていくことを考えると、業者さんも大量生産するのと少数生産するのでは単価が違いまして、1人あたりの1件あたりの負担が今年

度も1万円を超えるというような当初話だったんです。しかしながら、業者さんがちょっと極端に上がればこれまでの卒業生と差が出るってことで、業者さんが苦勞されて例年どおりと言いますか例年に近い金額にさせていただいたという経緯があるのです。今後、益々生徒が少なくなっていく中で、そのような保護者負担が考え方としましては、これまでと同様の金額に抑えられるような町としての援助することは考えてもらえないでしょうか。

当然、全額町が負担するってなるのが理想なんですけれども、せめていさ鉄の値上がりしたからその分は町が補てんするよっていう考えと同様に、生徒数が少なくなって1件あたりの負担が増えてしまう分ぐらいは、町が援助してあげるよっていうのを検討してほしいなと思うわけです。これは今年度は、対象じゃないんですけれども、今後の考え方として。

**相澤委員長** 教育長。

**野村教育長** 平成31年度の予算には直接関係ないというふうには思いますけれども、児童生徒数の減によって1人あたりの負担額が多くなると、その助成についてというようなことだと思いますけれども。この辺り、詳しくまだ私承知していないものですから、その辺りは十分に調査をして、検討してまいりたいなと。検討というのは前向きとかというようなことはあると思いますけれども、まずは調査してみたいというふうに思っているところでございます。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 直接関係ないのという各委員も思われたかもしれませんが、ことしもギリギリまで業者さんと調整した結果、そのような負担なかったのですけれども、来年既に同じようにはできないよという話もされていて、来年1件あたりの負担が増えるということが想像されるのですよ。ですので今年度、予算そのような調査をされていない段階ですので、計上できるわけもないのですけれども、今後、そのような調査をしていただいて、この31年度の予算に計上していただくことを考えていただけないかということですので、この予算委員会の趣旨の質問には沿っていると思いますので、付け加えておきます。

**相澤委員長** ほかございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

1点だけ、確認させてください。

予算書の91ページ、需用費です。あと隣の93ページ、こちらも需用費で、昨年ですと教師用の教科書・指導書がもう1回ちょっと詳しくすみません、説明していただければと思います。3件分が丸っきり抜けているので、確認の意味で説明お願いします。

**相澤委員長** 堺主査。

**堺主査** 計上していないということで、今年度は学校のほうからの要望もなく、教科書がそのまま使われるということでの指導書の更新もないので、計上していないということでございます。因みになんですけれども、来年度にあっては更新の時期にあたりますので、大きく数字が計上される予定でございます。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。そうしますと3年に1回の更新です、2年に1回ですか。

**相澤委員長** 教育長。

**野村教育長** 教科書は、だいたい5年か6年ぐらいに変わるという、5年に1回ではないです

けれども。これは、執行方針にも書きましたけれども、学習指導要領が改定になって、小学校の外国語活動とか外国語科というのが出てきます。新しい教科になるというようなことで、いま教科書の改訂をしている途中なんです。それが終わった段階で、次の年度に指導書というのが出てくると思います。ご存じのとおり、教科書については無料配付でございますけれども、指導書については有料ということで、来年度入るのではないかなというふうに思います。

**相澤委員長** ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** ないようですので、次に移ります。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）生涯学習課長** それでは、次に社会教育グループ所管の歳出予算につきまして、ご説明いたします。

予算書、94ページをお開き願います。説明資料は、資料番号2の78ページをお開きください。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費です。

前年度と比べてまして、276万5,000円の増となっております。

これにつきましては、2年目となります町史作成業務委託料が203万4,000円の増、文化・スポーツ合宿誘致推進事業補助金 65万円、渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会負担金 10万円の計上によるものです。

8節 報償費です。121万5,000円のうち、青少年健全育成事業報償費 60万1,000円、芸術鑑賞報償費 33万円となっております、内訳につきましては資料の78ページに記載しておりますのでご参照願います。

12節 役務費 1万8,000円のうち、新たに臨時営業許可申請手数料として、3,000円を計上しております。これにつきましては、毎年12月に行っております、いきいきワクワクふれあい広場の開催にあたり、新たに渡島保健所への申請が必要となったことによるものです。

13節 委託料 512万3,000円のうち、新たに移動美術館機械警備委託料として17万3,000円を計上しております。

予算説明資料の85ページをお開き願います。

こちらに移動美術館と中段にあります。移動美術館につきましては、北海道立近代美術館が実施するぐるっと美術館地域推進事業によりまして、近代美術館等が所有する優れた芸術作品を中央公民館の講堂に展示して、町民の皆様に鑑賞していただくということで、24時間の警備体制が必要となることから、委託により警備を行うものです。

19節 負担金補助及び交付金 107万1,000円のうち、新たに文化・スポーツ合宿誘致推進事業補助金として65万円、渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会負担金として10万円を計上しております。

予算書、95ページになります。

10款 教育費、4項 社会教育費、2目 公民館費です。

前年度と比べて、634万6,000円の減額となっております。

減額となった主なものは、例年かかっておりましたボイラー等の修繕費、薬品費など必

要がなくなることによりまして、需用費総体で197万5,000円の減と前年度中央公民館設備改修工事实設計委託料 406万1,000円が計上されていたことによるものです。

12節 役務費の66万2,000円のうち、新たに通信費 20万1,000円を計上しております。

これにつきましては、公民館設備改修でW i - F i 設備を整備することにより、10月から発生します通信料となっております。

18節 備品購入費は、公民館備品 38万9,000円です。講堂用マイクとマイクスタンドを購入することとしております。

予算書、96ページをお願いします。

10款 教育費、4項 社会教育費、3目 資料館運営管理費です。

前年度と比べまして、3,200万4,000円の減額計上となっております。

これは昨年、収蔵庫建設、旧鶴岡小学校屋外トイレ解体工事、郷土資料館の館内照明LED取替工事があったことによるものです。

予算説明資料78ページに、備品の内容について記載しておりますのでご参照を願います。

続きまして、予算書97ページをお願いします。予算説明資料が79ページになります。

10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費です。

前年度と比べまして、44万9,000円の減額となっております。

こちらは、全国・全道大会参加報償費の33万5,000円の減が主なものとなっております。

10款 教育費、4項 保健体育費、2目 保健体育施設費です。

前年度に比べて、176万4,000円の増額となっております。

こちらは、スポーツセンター・町民プールの水道遠隔メーターの交換とアリーナの暖房設備改修による燃料費の増額によるものです。

予算説明資料79ページに、修繕費 336万6,000円の詳細と備品購入費 46万7,000円の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

平成31年度の社会教育事業計画は、予算説明資料の80ページから91ページに記載しておりますのでご参照を願います。

続きまして、歳入のほうに入ってよろしいですか。

**相澤委員長** お願いします。

吉田（宏）課長。

**吉田（宏）生涯学習課長** それでは、歳入のほうに入ります。

予算書の24ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、4節 教育費使用料、前年度と比べまして27万7,000円の減となっております。

こちらは、公民館改修工事に伴い利用が制限されることから、1節 公民館使用料を6万3,000円減額したこと、それとテニスコート、野球場、パークゴルフ場の利用状況を見まして、21万4,000円を減額したことによるものです。

次に、30ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、5目 教育費補助金、1節 社会教育費補助金で、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金 3万円を計上しております。

これは、小中学生を対象としました無名塾の活動支援の補助金となっております。

次に、39ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・4節 雑入で、公民館講座等受講料 22万5,000円、雇用保険繰替金の総額のうちの1万8,000円で、公衆電話手数料のうちの1,000円が社会教育所管に係るものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**相澤委員長** 説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

平野委員。

**平野委員** 社会教育費の94ページで、合宿誘致の事業なのですが、これ当初予算では去年は載っていないでことしはじめてだと思えるのですが、去年って補正でなんか取り組みましたよね。ちょっと去年補正して、何件どのようになっていますか資料手元にはないのですが、ことしのこの65万円を計上している以上、当然算出があって計画があると思えるのですが、ことしも生涯学習課さんの資料は毎年改良されて、大変見やすいなと感心するしておりました。残念ながらこのスポーツ合宿の事業の内容については、資料添付はないですね。ですので、計画と言いますかどの程度の学校だとか人数を受け入れるという計画を算出した根拠をお知らせください。

同じくこの協議会の負担金、4町ということで各町が10万円ずつだと思えるのですが、40万円集めた内容と言いますかざっくりでもいいので、お知らせいただきたいと思えます。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** それでは、文化・スポーツ合宿の誘致推進事業補助金の内訳でございますが、2,500円の補助が3泊で30人の団体を2団体、45万円になります。それから、2,500円の補助金を2泊で、20人の団体を2団体で20万円という計算で、65万円の計上となっております。全部で4団体という計算になります。

**相澤委員長** 吉田（宏）課長。

**吉田（宏）生涯学習課長** 私のほうからは、スポーツ合宿の負担金の内訳につきまして、ご説明します。

このたび計上したのは負担金ということで、30年度初年度につきましては、渡島教育局のほうでも予算をみていただきまして、そちらのほうの予算でこの事業を進めていたところもあるのですが、今回、渡島教育局のほうは次の年度については、経費のほうの支出等はできないということで、4町で10万円ずつ負担金を計上しております。

その内訳ですが、モデル事業の審判の謝金、バスの借り上げ、ボール代等々で22万円、PR事業です。これは、各東北地区のほうの参加チームとかのPRです。そちらのほうに12万円ということで、そのほか事務費1万円、予備費5万円ということで、40万円の予算が計上されておまして、それを10万円ずつ各町で負担するものとなっております。

**相澤委員長** ほか。

佐藤委員。

**佐藤委員** 社会教育費の中の委託料、94ページ。町史作成業務委託料 495万円、もう町史に対しましては製本にかかっているのか、まだ資料収集しているのか、どの辺まで進んでいるのかちょっと説明願いたいと思います。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 現在、資料収集をしておまして、委託先の株式会社ぎょうせいのほう

でサンプル原稿を作っているところになります。資料収集と原稿の作成を同時に進めているという状況です。

**相澤委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 資料収集はわかるけれども、495万円というのはもうほぼ製本に入っているの。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 4年の計画になっていまして、30年度から30年・31年・32年・33年度に完成する予定になっています。

**相澤委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 最終年度は。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 最終年度が33年度になります。

**相澤委員長** ほかに。

竹田委員。

**竹田委員** 今年度は公民館の改修がされて、念願だった例えばトイレのウォシュレット等も整備になるってということで、大変喜んでいます。

それで、95ページの備品購入で講堂のマイク、できればそれに加えて公民館費で計上するのがどうなのかという部分を別にして、町長が強調している高齢者の唯一の集い、はつらつ演芸会。唯一、高齢者の楽しみがやはりカラオケというようなことで、やはりこの際どうなんだろう、マイクばかりでなくてこれ後々6月でもいいわけだから、カラオケDAMの機械でもやはり導入するってそういう考えはないのか。これは、公民館で計上するのがいいのか、保健福祉で福祉の観点から整備するのがいいのか。あれ毎年カラオケの機械、借用してくるのですけれども、ものすごく重いのですよ。そして、年いってくればああいう重いものを持つのが大変になってきているというそういう状況もあるものですから、やはり高齢者に優しい福祉の町として、きちんと公民館に備え付けるべきではないだろうかというふうに思っています。教育長でもいいですし、町長もいますので、その辺の見解を。

**相澤委員長** 教育長。

**野村教育長** 毎年の恒例のはつらつ演芸会の主の楽しみということで、カラオケ機械を購入してほしいというようなことをございます。なかなか公民館の備品として扱ったらいのか、あるいは主催者のほうで扱ったらいのかというようなことで、ちょっと私もいま返答に困っているところをございます。日常的には公民館ではいまカラオケというのはあまり使っていないということで、その場でいろいろな施設にあるものを借りてきたりというようなことで、やっているのが実情ではないのかなというふうに思っています。

そんなことで、必要性についてもうちょっと関係課と協議というか調整をしてみたいなというふうに思っているところをございます。以上です。

**相澤委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 教育長、考え方の相違だと思うのだけれども、例えばいままで公民館にはそういう設備がない、だから行事あるごとに借用してこななければならない。あれば使える、活用できるのですよ、いろんな場面で。ないからやはりそういうものってなかなか活用できなかったのだけれども、そして場合によっては貸し出しということだって考えられるわけ

だ。有効に木古内町、町として有効に利活用できるってそういう観点もやはり視野に入れての検討、関係課との協議含めてしていただきたいなと思います。特に答弁ありません。

**相澤委員長** ほかございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

予算書98ページの備品購入費で、パークゴルフ機械器具等のAED 26万円で、高齢者のかたが特に使う施設ですので、予算計上されて良かったなという気持ちはあるのですが、教育委員会の管轄の中で、おそらくいまの配備状況っていうのですか、ちょっと把握されている部分だけで構いませんので、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 現在の教育委員会が所管している施設で、AEDがないのがスキー場が季節の営業なものですから、ちょっと後手に回っていました。整備がされていません。

あとは、全部のところについております。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。もっとないのかなと個人的に思っていたのですが、スキー場だけです。スキー場は季節で使う施設なので、今後も付けないというたぶん考えでよろしいのですか。そこだけ。

**相澤委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** いまパークゴルフ場に付けますので、スキー場が開設の時はパークゴルフ場がお休みですから、共用して使うようにします。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 限られた予算の中で、季節によって上手に活用して節約と言いますか工夫されていることには大変感謝申し上げます。去年もスポーツ合宿の社会教育の中で、新しい条例を作ったりいろんな町外のかたも来られて、様々な教育委員会さん管轄の施設を使われると思いますので、安全対策という部分では、一つの安心要素として確認できたので良かったと思います。

**相澤委員長** ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**相澤委員長** ないようですので、ここで終わりたいと思います。

### **(3) 給食センター**

**相澤委員長** 次、給食センターグループのほうに移りたいと思います。

吉田（宏）給食センター長。

**吉田（宏）学校給食センター長** 給食センターグループ所管の歳出予算について、ご説明いたします。

予算書、99ページをお願いいたします。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費です。

前年度に比べまして、1,075万円の減となっております。この主な要因は、前年度計上しておりました工事請負費の減となっております。

7節 賃金 1,103万7,000円は、調理員の賃金ということで、前年度より12万6,000円増です。

続きまして、11節 需用費 1,303万1,000円は、前年度に比べまして185万2,000円の増となっております。この増額の主な要因につきましては、ボイラーの蒸気配管等の修繕費119万7,000円、燃料費 73万1,000円の増によるものです。

なお、修繕費 239万円の内訳につきましては、予算説明資料79ページに記載しておりますので、ご参照お願いいたします。

12節 役務費 111万4,000円は、前年度に比べまして2万円の増となっております。

ノロウィルスの検査料の増となっております。

13節 委託料は、835万9,000円です。

各種委託料で前年度に比べて、6万4,000円の減となっております。

委託内容は、前年とほぼ同様となっております。

19節 原材料費 1,247万1,000円は、児童、生徒数の減少によりまして、64万円の減となっております。

なお、そのほかの節につきましては、ほぼ前年と同様の予算計上となっております。

続きまして、歳入のほうの説明をいたします。

**相澤委員長** お願いします。吉田（宏）給食センター長。

**吉田（宏）学校給食センター長** 予算書、38ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費 予算額 240万7,000円で、内訳につきましては現年度分 234万8,000円、過年度分 5万9,000円となっております。

次に、39ページをお願いします。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、使用済み食用油売り払い金が5,000円それと雇用保険繰替金 27万5,000円のうち、給食センター分が1万9,000円となっております。

以上で、学校給食のほうの所管の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**相澤委員長** 給食センターの説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

**竹田委員** 予算等の議論でなく、もう給食センターはいま町の直営で運営しているって。

ただ、もう職員がいなくなって何年経つ、4・5年経過をしている。嘱託だとか再任用の事務職は配置をしていますけれども、あとは課長がセンター長を兼務、そういうやはり給食センターの運営。ここを教育長、私はやはりもうそろそろ例えば給食センターの指定管理、これら委託っていう方向も視野に入れて、職員がだめだっていうことではなくて、やはりこれから管理上等々の兼務であれするっていうことでなくて、運営の委託を例えば道の駅見れば公社の中で、成功をしているって。給食センター食べものですから、それとイコールにはならないにしても、そうすることによってメリット、あるいはデメリットもあるかもわからないのですけれども、これはやはり何年か先を見通した中で要検討、内部検討すべきではないかというふうに私は思うのですよね。その辺、教育委員会としてのもし考え等があれば。

**相澤委員長** 教育長。

**野村教育長** ただいまの給食センターの運営に関する運営の方法の変更というようなことだと思えますけれども、教育委員会としては直営でしばらくいくというような考えでござ



います。

中期計画の第7次の策定を終えまして、これから5か年の計画を策定したところなのですが、その中でも教委として直営で向こう5年間はいくというようなことになっているところでございます。

直営によっていろいろ子ども達のアレルギー対応だとか、それから地元の産物を使った特色ある給食作り等々、独自の工夫を凝らした給食運営もできるというようなことで、この中期計画の中では直営でいくというような方法、結論としているところでございます。

ただ、竹田委員おっしゃるようないろいろメリットとデメリット、この辺りの検討ということも考えていくことも必要なのかなというふうに思っているところでございます。ただ、教育委員会といたしましては、現時点の考え方としては、直営でいくというようなことでございます。

**相澤委員長** ほかございますか。

新井田委員。

**新井田委員** 私は、細かい話で申し訳ないですけども、2点ほど。

予算書の99ページの委託料なのですけれども、内訳見ますと給食配送委託料と一番最初に載っています。金額は7万5,000円程度なのですけれども、アップになっているということで、先ほどこの裏面の給食費原材料が約64万円ほど減っているという中で、これは給食費のほうは子ども減のためだよっていう解説だったのですけれども、子ども減の中で給食費の金額小さいのですけれども、7万5,000円アップというのは、どんな内容なのかお知らせ願いたいのですけれども。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** いま新井田委員から質問ありました件で、確か決算委員会で私この件について、質問させていただきました。子ども達にいまでも事故なく配送していただいたというのはもちろん感謝すべきことなのですけれども、より子ども達に安心安全な給食をずっと安定的に届けたいという思いから車の仕様について、契約時に金額だけではなくて、車の仕様だったりその辺りの管理・確認はどうなっていますかという質問を確か9月ぐらいにさせていただいたので、何か進展があれば新井田委員の答弁のあとでも構いませんので、答弁いただきたいなと思います。すみません委員長、以上です。

**相澤委員長** 渋谷主事。

**渋谷主事** 7万5,000円ほど委託料がアップしているということなのですけれども、実際は人件費の部分で時給単価が40円ほど上がってしまして、その分が4万8,000円。それとあと、車両関係で軽油単価の5円増ということで5,000円ということで、総体では人件費とあわせまして2万6,000円ほどの増で、その7万5,000円というのは消費税8%、それと消費税10%、6か月分です。その分含めまして、総体で7万5,000円ほどの増というふうになっております。人件費の中ではアップの部分と、あと社会保険料の部分で2万6,000円ほど減額となっております。

**相澤委員長** 吉田(宏)給食センター長。

**吉田(宏)学校給食センター長** このたび予算計上するにあたりましては、しっかりと仕様書等も業者さんのほうにいただいて、きっちりしたものでいただいておりますので、内容

につきましては以前にお話されたような内容につきましては、きちんと車の仕様としましては、十分安全な安心できる車の規格になっていると考えております。以上です。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 吉田課長、私、全国それぞれの自治体、いろんな給食の配達する車があると。

おそらく北海道のこの木古内町と例えば関東の暑い場所、沖縄の暑い場所、それぞれ温度管理ですとかあと給食センターのある場所等によって、車の仕様っていろいろあると思います。バックモニターのカメラとかも含めて、特に厳しい車の仕様にしてほしいと言った覚えは私は全くなく、我が町にあったいまの現状にあったもので、ある程度ルール作りをというお話をさせてもらったのですよ。ですので、いまのご答弁ですと全く内容が見えてこないんですね。例えば具体的に教育委員会として、特にここここについて、車の仕様として契約時に重要視しているとかそういうポイントと言いますか具体的にちょっとご答弁いただければ大変ありがたいのですけれども。

**相澤委員長** 渋谷主事。

**渋谷主事** うちのほうでは、最低限の基準としまして特別架装ということで、本体のアルミ板を使用するだとか、コンテナを積載するためのストッパーだとか、バックカメラだとか、そういう関係を必ず付けてくださいということをそういう車でお願ひしますということを行っています。それで、それ以外にもありますけれども、一連の仕様書を提出してくださいということで、対してこちらのほうでチェックしております。

**相澤委員長** ほかにございませんでしょうか。

新井田委員。

**新井田委員** 先ほど2点ということで、1点で終わったのですけれども、予算書100ページの原材料の件なのですけれども、今回予算では64万減の予算組ということで、子ども減という中での予算組ですというお話いただきました。昨今、原材料が非常に高騰しているという新聞報道も実はあったはずなのです。おそらくその辺の見込みというか予測を含めた形での予算組はされていると思うのですけれども、その辺の単価の増減含めた考え方というか、おそらく大した影響はしないのでしょうかけれども、ちょっと新聞紙上で報道された記事が気になったものですから、我が町の考え方というかちょっとその辺お聞きしたいなというようなことで、できたら返事いただければと思うのですけれども。

**相澤委員長** 渋谷主事。

**渋谷主事** 基本的には野菜だとかというものについては、変動があります。いま現時点では、ちょっと落ち着いております。それで、センターとしては栄養士と相談しまして、献立だとか調理方法を工夫しまして、子どもに必要な栄養価を確保するために努力したいというふうに考えております。

**相澤委員長** ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、生涯学習課ほか全て終了いたしました。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

#### (4) 病院事業(国保病院事業会計・高齢者介護サービス会計)

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業の審査に入りたいと思います。

まず、小澤管理者のほうからひとことお願いいたします。

小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 皆さん、こんにちは。

病院事業は、いま大変苦しい状況にあるということは、皆さんご存じのとおりであります。なかなか解決の糸口が見つからないという状況でございます。

病院におきましては、入院患者数が減少しているということは、既に月々の収支報告でご存じのことだと思っておりますが、しかし患者数は減っておりましても、収支がトントンに保てるということは、つまりいままで医療報酬というのは、病的なもので補われていた。例えば薬漬け、検査漬けと言われるようなもので、いままで収支が成り立っていたものを近年になりましてから質的なもの、つまり病院にとっての病院がある一定の要件を満たせば患者数ではなくて、病院に対しての加算が得られるという方向にきました。例えば、地域包括ケア病床にしましても、退院支援を十分にするということを前提で加算ができますし、感染防止及び事故防止というふうなものを研修を受けた職員が中心になって委員会を発足し、その対策を立てることによって加算が可能になってきた。そういうふうに個々の職員の努力、及び病院努力によって患者数に関わらず、質的なもので報酬は得られるというシステムができております。しかも、これからもたぶん質的なものは、どんどん上がるだろうと思っております。したがって、本年度につきましては住民の栄養をサポートするためのチームを立ち上げる。いわゆるNSTと言いますが、栄養NSTと言いますが、栄養サポートチームです。それを立ち上げることによって、住民の健康状態を良くする、そうすることによって疾病を予防できますし、また介護及び支援というものに移りゆくフレイルの患者さんをそれで留めておけることができるというふうなことを狙っております。そういうことを病院は、どうかこの先もいけそうな感じがしておりますが、一方、介護施設におきましては、かなり厳しい状況にあります。これはなぜかと言いますと、病院のように量を質で補うというシステムができておりません。なぜかと言いますと、病院の診療報酬というのは、1961年に発足した国民皆保険で成り立っています。ところが、介護保険というのは2000年から発足した、その間40年の歴史が違います。ですから、介護保険はまだ量的なもので報酬を得られるようなシステムが変わっておりません。ですから、例えば恵心園と合併した時その試算は少なくとも入用ベッド数を満床にするし、それにさらにリハビリのデイケアを加えることによって、とんとんだろうという試算が成り立っております。

しかしそれが、少し崩れております。それはなぜかと言うと、入所者さんは増えない。

その一つの原因は、やはりユニット方式によって、入所のための費用がほかの他市町村の介護施設よりも高いと。少しの高さですけれども、それが大きく影響しているというこ

とと、もう一つは満床にできない理由がもう一つは、やはり介護度3以上の入所者に限られています。しかも増床、あるいは年々介護度がもっと高い高齢者が増えてきています。高齢者は年々、人口の割には増えてきておりますけれども、それよりも介護度、医療依存度の高い高齢者のほうがどんどん増えているという状況にあります。そういう医療依存度の高い入所者というのは、介護報酬も高くございますので、それはそれなりの収入にはなるのですが、ただ容易なことで発病して入院ということもまた必要であります。そうすると、その入所者のために二つ・三つもベッドをいつも空床で維持しなければならないという現状があります。

それから、もう一つの理由といたしましては、重症介護度の高い入所者に対しましては、介護度が介護の回数、手間と言いますか介護の度合いがかなり高いということがあります。

それは、職員の人数の問題にも影響しますが、その質の問題がもう一つ絡んできます。

しかしながら、いまのように介護職員を十分に集められない状態、つまりいまの問題が量の問題である限り質的なものの改善は難しいと考えております。ですから、量を増やすことによってその中から質は出るということは、原則だと思っておりますので、じゃあどういふふうにしてそういう職員を集めるかという話になりますが、それは介護職員を斡旋する会社というのがありまして、そこに依存するという方法。もちろんハローワークには行きますが、それだけではなかなか来てくれないので、いろんな手を使うと。それを会社へ依頼すると手数料が取られます、かなり高額な手数料。それぐらいでしたらば、支度金を出しておいて直接雇ったらいんじゃないかという考えもありますし、また青田買いでこれからその介護に携わりたいという人の育成のためにお金を使ったほうがもっと有効じゃないかという考えが出てまいります。

それから、もう一つは皆さんご存じと思いますが、ことしの12月頃からフィリピンから外国人労働者をいれるという方針でおります。それは、一つは量的なものがありますが、彼らはその国では大学出です、みんな。ですから、ある一定の見識と知識を持っておりますので、質的なものを上げる上では異質ではありますがありますが、周辺の職員に与える影響は非常に大きいだろうと思っております。そういうことを起爆剤にしながら質的な改善を図っていくという方向で臨みたいと思っております。

いろいろなことは考えられますが、なかなか医療と介護は歴史的な差がありまして、同等に利益を上げることは難しい状況にありますので、その辺をぜひご理解の上、きょうの予算の審議をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

**相澤委員長** ありがとうございます。

それでは、早速説明をお願いいたします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは早速、私のほうから31年度の木古内町国民健康保険病院事業会計の予算につきまして、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、特徴的なことを概要としましてご説明させていただいた後に、予算書を用いまして詳細説明ということにさせていただきます。

まず、本年度の事業目標と基本方針につきましては、定例会の初日で町長のほうからご説明をさせていただいております、病院事業の目標につきましては、病院事業を継続・発

展が可能な組織にするということで、1年間運営をしていきます。この目標を具体的に達成するために基本方針としまして、地域の医療介護に適した提供の仕組みを推進する。2点目につきましては、業務の見直しにより効率化を図るとようなことを掲げております。

具体的には、機能面と経営面の見直しを進めつつ、住民や地域診療圏域における患者さんが安定した医療を受けられるということに邁進したいなというふうに思っております。

また、業務の見直しということにつきましては、現在、昨年6月に退職された松谷先生の後任の医師が見つかっておりません。ですので、残された医師にかかる負担が大きいので、その辺を事務職員等で賄えるのであれば、診療報酬制度を活用した中で効率的な人員配置をしていきたいというようなことを考えております。

また、医療面では昨年4月に在宅医療介護連携室を設置して、診療圏域におけます知内町・福島町の医療と介護を連携的に行う。要は、シームレスな関係ということで行っておりますが、この4月から松前町も含めて医療のあり方について、広域で取り組んでいる4町で検討していくようなものを立ち上げたいというように考えておりますので、病院としましては単独ではなく、広域的な取り組みの中で今後運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目につきましては、診療報酬の改定です。

2年に一回、診療報酬の改定がされ、本来であれば平成31年は改定はないのですけれども、10月に消費税率が引き上がります。それに伴って、消費税の補てん見合いということで、診療報酬が改定されることが昨年12月で決定しております。

改定率につきましては、本体がプラスの0.41%、そして薬価と材料がそれぞれ0.51%、0.03%のマイナスというような内容になっております。ただし、詳細がまだ出されておられませんので、今回の予算編成におきましては、診療報酬の改定は加味しておりません。現状で決まっているのは、入院基本料と再診と初診に点数を増点するというような方法が出されているような状況です。ただ、当院における消費税率の引き上げによる影響額というのは、出口ベースで約300万円ぐらい増えるんじゃないかなというふうに見込んでおりますので、はたしてその分が点数で補てんされるのかというのは、今後の機会がありましたら、その際にご説明を申し上げたいというふうに思っております。

また、消費税率が引き上がりますので、年度途中ですから現在、予算計上させていただいております備品関係につきましては、なるべく9月末で執行した中で、費用を最低限に抑えたいと。ただ、委託契約などにつきましては、暦年での契約になりますので、10月以降は新消費税率ということで、積算をさせていただいているところでございます。

3点目、一般会計からの繰り入れです。

これは、前年度同様の病院事業に対する地方交付税の措置額相当額で、算出しております。例年同様、不採算地区に要する交付税につきましては、稼働率見合いの70%の70床というふうなことで行っております。こちらにつきましてはの詳細は、資料の99ページに記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今年度の一般会計からの繰り出しにつきましては、3億9,648万8,000円ということで、対前年比 2,860万8,000円ほど増額になっております。これは、病院事業に対する一般会計の負担のあり方というのが総務省から出されまして、これまで一般会計の負担、交付税以外の負担につきましては、特に総務省のほうでは指示出してはこなかったのですけれど

ども、今後の病院運営を鑑みた際に、自治体としても病院運営には資金提供すべきだという見解が示されております。これに基づいて算出したところ、若干増えているというところですが、一般会計の負担につきましては、基準は災害並みの交付税に対する負担をしないということになっておりますので、交付税の額に対しての25%は出しなさいというようなことになっておりますので、それを適用させていただいているというところがございます。

次に、予算の総体ですけれども、今年度も新病院建設以降同じく赤字予算編成ということになっております。赤字額は7,248万円ということで、前年の平成30年度よりは約2,600万円圧縮しての計上になっております。

関係法令上、赤字予算を組むことは適当ではないというようなことにはなっておりますけれども、中長期計画を策定した中で、資金に問題がなければ議会の議決を受けた中で編成しても構わないというようなことで、この間ずっと同じような赤字編成予算でご理解をいただいているところでございます。

その中長期計画ですけれども、平成28年に策定しました新病院改革プランに基づいて、この間運営してきておりますのが、収支状況並びに資金状況についてもいずれも計画を待って順調にきているというようなところでございます。

このような中、収入は先ほど事業管理者が申し上げたとおり、入院患者が減っているというようなこともあり、医業収益では4,750万円程度のマイナス。ただ、医業外収益につきましては、一般会計からの繰り入れ増等もあり、1,830万円の増ということになっております。

支出のほうにつきましては、医業費用で2,830万円、そして医業外費用で210万円、特別損失で2,325万3,000円ということで、約全体で5,370万円の圧縮をした中での編成となっていることを先にご説明をさせていただき、早速病院事業費用のほうからご説明に入らせていただきます。

予算書につきましては、ページが22であります。資料につきましては、94ページをお開きください。

それでは、1款の病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費でございます。

給与費につきましては、対前年比の1,925万9,000円の減になっております。詳細につきましては、94ページにそれぞれの前年度との対比を載せてあります。大きく変わる部分のみ、ご説明申し上げます。

医療二表が14名ということで、これは対前年度と同じ予算計上額でございますけれども、現状12名です。2名を採用したいということでの予算計上です。1名は先ほど管理者のほうで申し上げた、栄養管理に取り組むための管理栄養士を1名採用するということと、あわせて作業療法士につきましても、1名採用してリハビリ等を重視していきたいというようなところでございます。

看護師につきましては、前年から2名減った50名ということになっておりますけれども、再任用に移行する職員がございまして、現状、54名の看護師に対しまして、予算では55名ということで、1名増員したいというようなことで算定をさせていただいているところでございます。

また、手当てにつきましては、人事院勧告で0.05月アップした関係上、59万6,000円増

えているというような内容でございます。

報酬につきましては、829万8,000円増えております。これについては、医師が6名から5名になったことで、日当直の体制で先生方かなり負担がきているというようなこともあり、ウィークデーは当院のドクターが対応しますけれども、休日につきましては当院のドクターが対応してきた部分はありますけれども、やはりそこについては応援医師を招聘して対応したいということで、現在東北大学のほうから1名先生に来ていただいておりますので、東北大学が先生にお願いしたいということで、予算を計上しております。

また、③番の泌尿器の出張医につきましては、泌尿器の外来患者数が多く現在、函館のほうから来ていただいている田崎先生のほうで、患者さんが多くて検査等に影響が出てきているというようなことがありましたので、泌尿器の外来を週一から週2回にすると。たさき先生が1回と田崎先生と同じ同門の北大のほうから、昨年に函館のほうの開業医のほうに勤められた先生に月曜日に来ていただいて、2名体制で行いたいと。先生が来ることによって、費用は増えますけれども、交付税の医師確保対策について60%の負担がありますので、病院全体としての費用につきましては、収支均衡が図られるのではないかとということで、増やしているところでございます。

続いて、資料は95ページをお開きください。

95ページの4番の賃金につきましては、2,218万4,000円の減です。これは以前、松谷先生昨年おりましたので、その分が減っており、大きな減少になっているところでございます。

賞与引当金につきましては、294万3,000円増えておりますけれども、これは人事院勧告による部分でございます。

続いて、2目の材料費の薬品費です。

1番、薬品費で294万2,000円の減、2番の診療材料費で775万4,000円の減、3番の医療消耗備品費で165万3,000円の減になっておりますけれども、これは後ほどご説明しますけれども、入院患者数を少なく見積もって編成しておりますので、その影響によりそれぞれの項目で、減になっているところでございます。ただ、医療消耗備品につきましては、昨年、看護部のほうで認知症の患者さんが多いということで、それに適用するセンサーを買って、医療事故の防止に努めるということで、100万円程度費用を計上しておりますので、それが今年度ないというようなことで、大きく減少になっております。

続いて、3目の経費です。

予算書では24ページをお開きください。

経費の1番の報償費につきましては、これは前年と計上額は変わりありませんけれども、冒頭で申し上げたとおり、看護師の確保や非常勤ドクターの確保が今後あれば、こちらのほうから支出したいというようなことで、予算を計上させていただいております。

2番目の旅費交通費につきましては、111万1,000円の増額になっておりますけれども、これは松谷先生が辞められたあとに、月曜日に東京から福山先生という呼吸器系の先生が診療応援に来ていただいております。この先生が来られる分の旅費が増額になったというようなことで、積算しているところでございます。

3番の職員被服費につきましては、今年度244万円の増になっております。これは、福利規定に定めます看護師や医療別職員のナース服など今年度取り替えるということで、新た

に計上をしているものでございます。

4番の光熱水費につきましては、8万2,000円と昨年どおりの予算計上になっております。

続いて、5番の燃料費につきましては、145万6,000円の増と。これは、重油単価が前年度74円で積算したのが、今年度は91円で積算しているというようなことで、138万8,000円増になっておりますので、この部分が大きなウエイトを占めているところでございます。

資料96ページをお開きください。

修繕費です。修繕費は、244万6,000円の減です。これは前年、医師住宅の大規模な改修がありまして、313万2,000円予算計上をさせていただいたのが、今年度なくなったというようなことで、減額になっております。

続いて、予算書では25ページになります。

7番の賃借料です。

賃借料は、376万3,000円の増でございます。これは、在宅医療へのシフト転換に伴いまして、呼吸器疾患等がある患者さんが在宅で暮らされると。そこで、在宅酸素を借り上げて、自宅で暮らせますので、その患者数が増加してきているというようなことで、300万円ほどこの在宅酸素機器借上が増こうしたというようなことで増額になっております。

続いて、8番の通信運搬費です。

これにつきましては、44万4,000円の増です。これは、やはり在宅診療を行うことで、訪問看護にも看護師が伺うのですけれども、訪問看護をした際に、患者さんの状態が思わしくない時は、タブレットを使って実際に先生に診てもらおうというようなことで、その整備した通信費といさりびと病院の電子カルテをつなぐことによって、タイムリーな健康状態を確認できるというようなネット環境にかかる費用が増加しているものであります。

あと、昨年からはじめましたCTやレントゲンのダブルチェックということで、6名の先生に見てもらっているケースもあります。それに係る費用も増こうしておりますので、率からすれば結構高い率で増額になっているというようなところであります。

続いて、9番の委託費です。

ここは、522万7,000円の増こうです。ここは、やはり消費税率引き上げが結構大きいウエイトを占めておりまして、だいたい100万円ぐらい消費税率の上乗せがあります。

残り442万7,000円につきましては、歯科技工委託料が歯科の患者さんの増加に伴って、増えているという実績に基づいて算出しております。これは、町内でこれまで3件あった歯科医院が一昨年1件閉院になりまして、いまやられている先生についても不定期でほとんどやれていないということで、当院のほうに歯科患者さんが多く来られているというようなこともあり、増えているというところでございます。

続いて、10番の車両費は36万5,000円です。これも燃料費が単価が上がったということで、22万5,000円増えており、あと残りの部分は車検が1台増えたというところでございます。

11番の広告宣伝費につきましては、同じでありますけれども、引き続き後任が見つかっておりません医師の採用につきましては、民間の紹介会社などを通じてやっていきたいということで、予算計上をさせていただいております。

予算書につきましては、26ページです。

減価償却費につきましては、749万8,000円の減ですけれども、これは年数が経ちました



ので、償却期間が過ぎたものが落ちていっているというところでございます。

続いて、資産減耗費の固定資産除却費につきましては、今年度大きなもので償却、廃止する医療機器がないということで、88万円の減になっております。

資料、97ページをお開きください。

予算書につきましては、27ページです。

研修会費につきましては、18万3,000円の増こうです。これは今年度、看護師長が1名退職します。それに伴って、1名看護師長に昇格するのとあわせて、主任へ1名昇格しますので、当院の方針としましては、それぞれ昇格した際については、長期にわたって看護研修に出席して、看護理念概念等を勉強してもらおうというシステムが整っておりますので、それに伴う増こうになっています。

続いて、2番の謝金につきましては、前年と変わりありませんけれども、今年度についても引き続き院内研修を含め、住民とのコンセンサスを取る研修会や講演会の実施、そして病院祭りをやっていきたいということで予算計上をさせていただいております。

旅費につきましては、前年同様の額で8万2,000円増えているというようなところでございます。

続いて、予算書では28ページお開きください。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、205万8,000円の減です。

こちらについては、病院を建てた時に借り入れしました企業債の償還がだいぶ進んでいるということで、当然利息も減ってきますというようなことで、予算計上となっております。

最後の特別損失につきましては、31年度は予算計上しておりません。これは、平成26年に地方公営企業法が大幅に改正された際に、現在いる職員が退職したとしても、全員に退職金が払えるように積立をしなさいというルールが定まりまして、制度発足時に5年間で積立するのか、それとも15年で積立するのかという選択がありましたけれども、当院については経営に与える影響が少ないということで、5年間で一気に積立しましょうというようなことで、5年間で積み立てたのがこの平成30年度に積み立てた額で終わるということで、次年度以降は費用は発生しないというようなところになっております。

以上、費用の説明です。

**相澤委員長** 病院事業のほうの説明終わりましたが、質疑等ございましたら上げていただきたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** それでは、次お願いします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、収益について、ご説明させていただきます。

資料は戻りまして、92ページです。

予算書は、同じく戻りまして、17ページをお開きください。

それでは、入院収益のほうからご説明をさせていただきます。

今年度の1日平均患者数につきましては、56名で積算をさせていただいております。

前年も62名ですので、マイナス6名と大きく減らしております。やはり実態に即して、収益を見るべきというようなこともあって、予算編成に支障のないというような数値を見

込んだ中での人数を積算しております。

単価につきましては、一般病床については、2万9,500円です。これは、対前年比1,200円マイナスになっておりますけれども、この単価の積算にあたっては、直近までの実績を基に算定しているわけなのですけれども、一般病床については、30年の診療報酬改定については、的確に対応してきたのですけれども、看護補助の職員が加算を取れるまでになっていないと。途中で何名か辞められて、年間ベースで1,000万円ぐらい減収になっているというようなこともあり、ここが少し少なくなっているというようなことになっております。

あと、包括ケアの病床については、プラス1,100円で見込んでおります。これは、診療報酬の改定でより高い包括の基準を取ったということで、単価アップになっております。

ただ、透析患者につきましては、前年比1,600万円の減少と3万2,000円です。これは、診療報酬の改定のたびに透析患者の点数というのは、どんどんどんどん下がってきておまして、この傾向というのは続いていくのかなというようなことで、ここは診療報酬上、増やすというようなものがないので、減っていくというふうにご理解いただければと思います。

続いて、外来収益です。

外来収益につきましては、1日あたり161名の患者さんを見込んでおります。前年対比は、8名増ということです。これにつきましては、この間ご説明したとおり、光銭先生が閉院して、うちにだいたい120名ぐらいの新しい外来患者さんが来ていただいているというようなこともありますし、知内町の保坂先生も閉めて、うちのほうに来ていただいていると。さらには、松前・福島町の患者さんというようなこともあり、本当外来患者数は増加傾向にありますということで、これは現状での1日平均患者数を算定をさせていただいているところであります。

外来単価、そしてここに記載しています透析患者在宅訪問収入につきましては、実績を基に算定しておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

続いて、資料93ページをお開きください。

予算書につきましては、18ページです。

外科外来の診療業務受託収入につきましては、これは当院の外科の井上先生が道立江差病院に月1回のペースで応援診療に行っているということで、記載しております。

この項目につきましては、当院の地域連携という形の中で、どれだけ先生方が地域に出て行っているかというのをありますので、予算とあわせて説明をさせていただいているところであります。

産業医の受託収入につきましては、木古内町の受託とあと知内町では北電さん、三洋食品さん、そして北電さんの系列会社でありますパワーエンジニアリングさんの3事業所のほうに行っております。

また、檜山管内では江差郵便局のほうに、産業医として行っております。また、このほかに木古内・知内・福島の特養老人ホームの嘱託員にもなっておりますし、知内のケアハウスの嘱託員になっておりますので、当町だけでなく最初のほうに申し上げたとおり、診療圏域、そして診療圏域を超えて江差町のほうまでも行っているというようなことで、ご説明をさせていただいております。

2項の医業外収益の負担金につきましては、これは昨年から事業がはじまりました、在宅医療介護連携事業ということで、当町そして知内町・福島町から事業展開をするにあたっての負担金をいただいて運営しているということで、本年度は225万円を計上させていただきます。

3項の特別利益については、628万円ということですが、これは費用の面で減価償却費として償却しきれなかった収入面の部分を経常収支に関係ない部分で収益化するというので、今年度は628万円を予算計上をさせていただいているところでございます。

以上が病院事業会計の収入のご説明です。

**相澤委員長** 病院事業会計の収入についても説明が終わりました。

これについて。

竹田委員。

**竹田委員** 冒頭、小澤管理者のほうから病院の経営方針、それについてちょっと聞き漏らした部分もあるので、今年度、管理栄養士を1名増員して、これは病院経営の中で栄養含めた部分で活かすということなのか、例えばいま木古内町が取り組んでいる地域包括、これらに管理栄養士を活躍の場を持っていくということなのかどうなのかというのがちょっと理解できなかったものですから、その辺。

**相澤委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 今回、採用する予定であります管理栄養士につきましては、病院内に設置する栄養サポートチームとして、入院患者さんの栄養管理に携わる看護師なので、診療報酬上の点数が付きますので、病院だけの栄養管理というようなことをご理解ください。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 若干、竹田委員の質問と関連する部分もあるので、この収入収益医療診療報酬を算出するにあたり、冒頭の管理者のお言葉の中で、質の向上によって報酬が上がると。それによって患者数が少なくなっても病院として生き残っていく可能性があるというお言葉だったので、私常日頃から地域包括ケアを町として病院として構築していかなきゃならないという内容をいろいろ勉強すると、どうも病院の経営についてはマイナスの事柄が多いなと感じているのです。高齢者の方々が増えてきた、その方々を地域で守って、地域で健康にしていく、言っちゃえば病院にかからない方向にしていくということ。それに対してここ数年の取り組みとして、病院はすごい地域包括ケアに積極的にいまの栄養サポートチームもそうですけれども、取り組んでいるなって感じるのです。それで、入院収益含む医療収益で、質の向上で報酬が上がるという点で、これ病院としていまの栄養サポートチームを取り組むことによって点数が上がると。それ以外に例えば病院でこれから取り組めること、点数を上げるために、あるいは町の中でやっていることが病院の報酬の点数にも反映するのかなのかまず1点お聞かせいただきたい。

**相澤委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず1点目の平野委員さんからありました、確かに包括ケアを進めると病院の収入は落ちていくのですよ。ただ一方では保険者、国保とか後期高齢者の費用が抑制されますから、トータル的に考えればバランスはそんなに変わらないのかなと。

ですので、病院の収支を優先するのか、住民の健康を優先するのかと非常に難しい問題

でありますので、それはそれぞれ考え方があってと思いますので、まさしくそこはおっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、病院としまして在宅医療というようなことで取り組んでおりますし、疾病予防というような中で委託を受けて検診などもやっておりますので、そこはしっかりやっていたかなければならないということで、取り組んできております。

質の向上で収益が上がるという具体的な事例をというようにしたことでしたけれども、例えばまず入院患者さんへの質の向上ということであれば、先ほど言ったように看護助手さんを多く配置して、サービスを増やすことによって、収益が大きく上がるというようにあります。例えば、いま看護助手さんが点数に満たないというように中でも、サービスは若干低下してきていますけれども、そのままの配置でいっています。これで、落ちた収益が1,000万円ぐらいなのですよ。1名採用することによって、点数1.0になるので、1,000万円上がるので、1名あたりにかかる費用が300万円・400万円だとしても、収支総体で考えれば500万円・600万円は増収になるというようにあります。

あとは、いま病院のほうで新たにに取り組んでいるのが人工透析をはじめとする腎疾患を少し少ないように予防段階で取り組みましょうというようにあります。これも検診段階で血液検査をやって、E G F Rという検査項目をチェックすることによって、その数値が低ければ患者さんに検査を受けて取り組んでいきましょう、治療を受けましょうというように言うことによって、病院としては収益がアップにつながると。これは、病院もWinですし患者さんもWinですし、ただそこにはコストが発生しますよね。それは、診療報酬上で点数を付けて、いままで同じ検診時にやっている血液を使って、検査を受けられるというような仕組みもありますし、そこに新たに糖尿病の専門の看護師を配置しなければならないというような施設基準などありますけれども、そういうような工夫を凝らしながら、現状のシステムの中でいかにコストパフォーマンスに優れた運営をしていくかということをおきながらやっていければ、患者さんが少なくなった分収益のアップということも取り組めるのが病院事業なのかなというように、事業管理者が申し上げたというふうに思います。こんな感じでよろしいでしょうか。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** そのシステムと言いますかどれがポイントが上がって、どれがポイント下がって、これは1回や2回聞いただけで我々が把握できる範囲じゃないと思うのですけれども、バランス的にはすごいま聞いただけで難しいなと思います。

先ほど聞いたもう1点は、いまは病院の中のシステムいろいろやることでポイントが上がるって。町全体で何か行うことによって、ポイントっていうのを反映する項目ってあるのかなのか。事例できっとあると思うのですけれども、どうでしょう。

**相澤委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 地域包括ケアに取り組んで、町がやることによって病院運営にプラスになるものというような、ないですね。病院の中でやることに対して、要は施設基準ということは、病院の施設の中での基準を満たすことによって、診療報酬上加算を付けたらというようなことでありますので、院内で取り組むというようにことでなければ基本的には、町が取り組むということに対しての診療報酬での手当てということはないというふうに答弁させていただきます。

**相澤委員長** ほかございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほどの続きでないですけれども、管理栄養士の関係。院内の診療、治療に関わる栄養サポートチームで、それを効果的につなぐ。先般、小澤先生に病院で検診してもらって、いろんな指導を受けた。その部分からしますと特定検診の中でも後日、保健師さんの指導等受けますとかそういうコメントもあるのですけれども、せっかく院内の栄養サポートチームってということでの取り組み。だから、それが例えば健康管理センター中での保健師さん、あそこには栄養士さんもいるわけだから。いま、周りを見ますと糖尿、それと先ほど検査のなんか言っていましたけれども、要するに腎臓疾患の一步手前の検査の数値だとか、そうなった時のやはり食生活の大事さというか、肥満も含めてあるのですよね。ですからその辺、院内だけでなくもう少し余裕あったら一步外に出てのそういう指導というか、そういうふうになればより良い町民の健康管理というか、そういう部分につながるのではないかなというふうに思うのだけれども。ただ、これは病院の診療経営上の取り組みですから、そうすれば今後こういうチームが必要だということであれば、今度行政のほうでもどうなんだという。このあと保健福祉課の審査はありますから、その辺ともし連動ができないとすれば単独でそういう取り組む気があるのかどうなのかという部分についてもやはりこれから求めていかなければならないのかなというふうに感じるのですよね。その辺、いま言ったトータルの部分で何かコメントあればちょっと。

**相澤委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** 仰せのとおりだと思います。高齢者で入院してくる患者さんのアルブミンという値があります、タンパクの一部ですけれども。それは、かなり低い人が多い、ほとんど低下しています。それから、いさりびに入所してくる利用者のかたの半分ぐらいは病院から回ってくるわけですが、かなり低い状態にあります。栄養状態が低いとリハビリが成り立ちません。そういう入院を契機にして栄養状態を上げるということは必須でありますけれども、もっと重要なことは竹田委員がおっしゃったように、市中に埋もれている低栄養の人達をどういうふうにして掘り起こすかということです。去年、私は検診の結果を地方学会でちょっと発表しましたところ、6年前と今回の栄養状態と比べると肥満の率、喫煙率について全く変化がない。ということは、検診が活かされていないという結果が出ましたので、それを持って社会福祉課と協議の機会を持ちました。そして、ぜひ栄養状態をサポートするための室も作ってくれというふうに申し入れてはおります。

ただ、そのためにはいろいろな人材的なものもあろうかと思っておりますので、今後の課題として検討していただくことにはなっております。ただ、検診をやりっぱなしじゃなくて、それをどういうふうにフォローしていくか、定期的に電話をかけるとかあるいは来ていただくとかいろんな方法があろうと思いますが、そういう具体的な対策が同時に行われなければ検査はただの形ばかりのものになってしまって、実行がないということであれば、それは私が恵心園をはじめた6年前と全く同じ状況だということは、大変嘆かわしいことですので、委員のおっしゃるとおり今後町全体としてそれをどういうふうに指示していくかということについて、より一層の協力が必要だと思います。ただ、病院にできることはやはり病院の中できちんとそれを情報として流して、それを行政がどういうふうに受け継いで発展させていくかということが一番大事なんだと私は思っておりますので、行政にぜひ

協力をお願いしたいということを申し入れております。お答えになったかどうかわかりませんが。

**相澤委員長** ほかございますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時16分

**再開** 午後4時23分

**相澤委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

予算書、24ページです。職員の被服費で、看護師さんの被服費で280万円で、おそらく前年度と比べて250万円近くアップしているので、何らかの理由で入れ替えされたのか、ちょっとその辺りを説明していただければと思ひまして。

**相澤委員長** 西山(敬) 主査。

**西山(敬)主査** 昨年度までにつきましては、こちらのほうにも被服費は入っていたのです。ただ、新しく新採用になった看護師さんとか、そういったかたの例えば10名分とかの部分なんでそれ買ったんですけれども、31年度につきましては被服対応の中身で、基本3年経ったら更新するっていう。ただ、いまの使用しているものにつきましては、ちょっと良いものを使っていたので、長く例えば5年間で使用してきていましたので、今年度新たに更新するっていうことでの予算計上となっております。看護師さんだけじゃなくて、検査とかレントゲンも含めて。

**相澤委員長** ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、次に資本勘定の説明をお願いいたします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、資本勘定について、ご説明をさせていただきます。

資本的支出のほうからご説明いたします。

資料は、98ページです。予算書は、32ページであります。

それでは、ご説明を申し上げます。

1款の資本的支出、1項の建設改良費の1目 有形固定資産購入費につきましては、今年度計上額は1,593万2,000円でございます。

主な購入予定の医療機器につきましては、記載のとおり超音波画像診断装置、いわゆるエコーというものです。続いて、全自動赤血球沈降速度測定装置ということで、検査で使います血液の比重などを調べる装置でございます。3点目は、骨密度測定装置ということで、骨粗鬆症が疑われる患者さんに使用する装置でございます。4点目がインシデント総合分析支援システムという、これはソフトでございます。先に申し上げた3点につきましては、補助金の対象でもありますし、企業債の対象でもありますので、購入をするということで計

上させていただいておりますけれども、インシデントのシステムにつきましては、補助金をいれて購入できる場合について購入するというところで、現場と協議が整っております。

ですので、起債等が付かなければ見送るといようなことでございます。これにつきましては、看護業務を効率的に行うということで、これまではアナログ的に担当の看護師が集計システムをやって、今後の対策をするために手作業でいろいろな事故報告を受けて作業をしていたのをこれが入るとパソコンで処理できて、データのにもすごく活用できるということでの予算要求がありましたが、効率的購入ということで先ほども申し上げたとおり、一般財源全てであれば購入しないといようなことになっております。

続いて、2項の企業債償還金、1目 企業債償還金の元金償還金については、1億8,657万2,000円です。

対前年比 371万1,000円でございます。これは、主なものは新病院の建築費用でございます。

続いて、3項の看護師奨学金貸付金につきましては、3名分として216万円を予算計上しております。

続いて、資本的収入に入らせていただきます。

予算書戻りまして、31ページです。

資本的収入の企業債につきましては、先ほど申し上げた医療機器ということで、690万円を見ております。

2項の他会計負担金については、企業債元金にかかる一般会計の負担金と建設改良にかかる負担金ということで、これは総務省の定める繰り出しルールに基づき、それぞれ算出して9,329万3,000円になっております。

前年比 186万6,000円のマイナスですけれども、こちらにつきましては企業債の残高が減少に伴うことによっても、一時的に減少しているといようなことでございます。

3項の国庫補助金、4項の道費補助金につきましては、医療機器購入に対する補助金ということで、例年同様補助基準額のマックスで算定をしているところでございます。

以上であります。

**相澤委員長** 資本的勘定の説明が終わりました。

これについて、質疑がございましたら上げていただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** ご審議いただきありがとうございます。

最後にお時間をいただきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

清水病院長が65歳を迎えまして、この3月で定年ということになります。ただ、先ほど来申し上げてありますとおり、医師が現在5名で外来診療をしているということで、清水病院長が定年退職をされると診療に多大な影響ができるといようなこともありまして、清水病院長につきましては、当町の職員の定年等に関する条例の第4条に定めております、定年による退職の特例を適用するを適用させまして、定年延長をして引き続き診療にあたっていただくということでご本人の了承をいただいております。

また、条例につきましては、改正することなく適用できて、1年ずつ定年延長をさせる

ことによって3年間、63歳まで定年延長できるというような制度でございますので、これを活用しつつ松谷医師や清水病院長の定年を迎えたとの医師を早急に確保する中で、対応していきたいというふうに新年度以降考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

**相澤委員長** ありがとうございます。

では、病院事業会計については、これで終了いたします。

#### **議案第19号 木古内町介護福祉士養成修学資金貸付条例制定について**

#### **議案第20号 木古内町介護職員支度金貸付条例制定について**

**相澤委員長** 次に、高齢者介護サービス事業の分で、お願いいたします。

準備できましたので、東事務長から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** いさりびの東です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、今回、2本の条例提案をさせていただいておりますので、まずそちらのほうを説明させていただきたいと思います。

議案第19号 木古内町介護福祉士養成修学資金貸付条例及び議案第20号 木古内町介護職員支度金貸付条例において、どちらもいさりびの介護職員確保対策に図る目的となっておりますので、一緒に説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**相澤委員長** よろしくお願ひします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは、資料番号1の7ページから10ページが資料になっておりますので、そちらで説明のほうをさせていただきたいと思います。

先日の常任委員会でも説明のほうはさせていただいておりますが、現在、特養いさりびの介護職員の状況ですが、30年4月の段階で1名少ない職員の中でスタートしております。

この間、防災無線、折り込みチラシをとおして、募集をしております。

また、募集内容も土日を休み、夜勤なしなど子育て世代に働きやすい労働環境を提供する中で、募集も行ってきております。

また、紹介会社を使う紹介会社での職員採用も行うなど、職員不足の解消を行ってきたところですが、なかなか職員不足が解消されないという現状であります。

こんな中、保健師や看護師も貸付金制度による職員の確保対策の条例があることから今回、介護職員用の条例を制定して職員の確保にあたりたいというもので、今回2本の提案をさせていただくものです。

それでは、資料の7ページに沿って説明させていただきたいと思います。

2番、制度内容です。

養成修学資金の貸付に関するものです。一番左の介護職員の部分です。

対象資格については、介護福祉士で国家資格を要するものです。対象者につきましては、養成施設に入学予定の者、または在学中の学生というようなことでの対象者としております。この対象者が学校卒業後、いさりびでの採用というようなことで考えております。

貸付金額につきましては、月額7万円で年額では84万円と以内としております。



5番の返還の免除ですが、いさりびに採用後、勤務後3年以上勤務していただくと免除と  
いうような制度としております。今回、この条例を制定したあとに、後ほど予算の中で説  
明いたしますが、今回2名の予算計上をさせていただいている状況です。

採用形態については、保健師、看護師については正職員としておりますが、介護職員に  
ついては非常勤の常勤職員という扱いとさせていただきます。

先ほど養成施設の入学生・在学生の説明をさせていただきましたが、養成施設について  
は、函館大谷短期大学、函館臨床福祉専門学校、あと函館大妻高等学校、この3校を予定  
しております。

続いて、支度金貸付の内容について、説明させていただきます。

対象資格につきましては、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、あとは無資格者と  
いうことです。保健師の条例では、保健師の国家資格だけの対象としておりますが、介護  
職員を介護福祉士だけの対象にすると募集した際に、無資格者での採用を募集もなかなか  
難しくなることから、幅広く募集かけるために三つの段階での対象とさせていただいてお  
ります。年齢制限につきましては、特に制限はしないで募集をかけたいというふうに思っ  
ております。採用先についてはいさりびで、貸付金額ですが84万円、これは介護福祉士の  
養成学校の修学貸付金の年額の一年分を基本として考えております。

2番の介護職員初任者研修修了者については42万円、無資格者については21万円と介護  
福祉士の金額の2分の1、4分の1と基本に考えております。

償還の免除につきましては、3年以上勤務した者を免除ということで考えております。

所要額予算計上につきましては、各1番・2番・3番については、1名ずつの計上というこ  
とで147万円と計上させていただいております。

採用形態につきましては、養成学校の修学資金貸付と同じく、常勤職員としております。

また、その他ですが、奨学資金貸付利用者また紹介会社による採用者、町内介護事業所  
従事者については、対象外というようなことで考えておりますので、よろしくお願いいた  
します。

まず、この二本の制定に関しての説明とさせていただきます。以上です。

**相澤委員長** 説明が終わりました。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、次に進んでください。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは引き続き、予算について説明させていただ  
きたいと思います。

資料番号2番の100ページをお開き願います。

100ページについて、説明させていただきます。

31年度で新たに予算計上させていただいているものの項目の内訳として、今回資料とし  
て出させていただいております。

新規事業につきましては、3本になります。

ホームページを作成することで、100万円の予算計上させていただいております。また、  
先ほど条例で説明しました修学資金の貸付、介護職員の支度金貸付ということで、資本勘  
定のほうで予算計上させていただいております、415万円になります。

続いて、介護福祉士候補生の受入に対するものです。

これは、12月から介護福祉士の候補生、フィリピンから2名を受け入れるわけですが、この2名に関する予算計上の部分になります。賃金の1番から翻訳機の購入までで、336万9,000円です。予算科目につきましては、給与費や負担金ということで、この予算の中に含まれているものだということでご理解願います。

続いて、介護福祉士候補生受入継続事業ということで、今年度も引き続き、候補生の受け入れについて事業展開していきますので、そこに伴う予算です。

現地説明会に参加する旅費ということで、30年度では補正予算の際に計上させていただいておりますが、今年度は当初予算での計上をさせていただいているものです。

1番から4番で155万2,000円と、三つあわせて907万1,000円ということで、予算計上させていただいているものです。

今年度の予算編成につきましては純損益、特養、通所、リハビリあわせて、その収入、支出あわせて、純損益で2,324万2,000円のマイナスというふうな予算編成となっております。昨年度は1,100万円ほどですので、1,200万円ほどの赤字が増えているような予算編成となっております。

先ほど病院の平野事務局長からも説明あったとおり、赤字編成となっても収支計画を示した中で、対応できれば問題ないということですので、資料の107ページに収支計画書のほうを添付させていただいております。後ほど説明させていただきますが、そのような状況の中での予算編成となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の103ページです。

予算書で、23ページをお開き願います。

収益的支出について、説明させていただきます。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、1項 事業費用、1目 給与費です。

3億990万8,000円です。職員9名、準職員11名、非常勤職員等で52名の72名の給与費となっております。前年対比で、720万4,000円のマイナスとなっております。

その内訳といたしましては、資料の104ページを参照願います。

3番の賃金です。

職員配置の変更などにより、職員数全体での変更はございませんが、準職員や看護職員の減が大きな要因となって、マイナスというふうになっております。

また、この中には先ほど説明したフィリピンからの介護福祉士の候補生の賃金も含まれている内容となっております。

続いて、2目 材料費です。

予算書は、24ページになります。

1,290万8,500円です。前年対比で、177万2,000円の増となっております。

特養になったことによって、やはり介護度も重くなりまして、オムツの使用料が大幅に上がっておりますので、その分が材料費として金額が多くなっているところでございます。

続いて、3目 経費 5,729万6,000円です。前年度より、447万8,000円の増となっております。

主なものといたしましては、光熱水費で166万7,000円の増となっております。電気使用料または水道使用料の増こうに伴っての増額、またその他でホームページ、先ほど説明し

たホームページの制作費で100万円、また介護福祉士候補生受入事業の継続で現地説明会で、120万円の予算計上させていただいておりますので、そのものも含まれての447万8,000円の増というふうな内容となっております。

続いて、予算書の28ページをお開き願います。

5項 繰出金、1目 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金です。995万7,000円です。

老健時代の起債償還に伴うものは、特別会計を用いて清算することとなっております。

これは、昨年6月の定例会のほうで補正予算、または特別会計の予算の説明をさせていただいておりますが、今年度当初予算から計上しているものでございます。起債償還に伴う利子分の繰出金となっております。

続いて、資料105ページ、予算書29ページをお開き願います。

1款 通所リハビリテーション事業費用、1項 事業費用、1目 給与費です。6,941万円です。職員3名、準職員2名、非常勤職員等で16名の計21名分の給与費となっております。

前年対比で、182万7,000円のマイナスとなっております。リハビリ職員の1名が30年度で、再任用期間を3月で終了というような運びとなっております。ただ、再任用を終了したとしても引き続き、臨時職員としてリハビリの職にあたってもらうということで、その分1名臨時職員等で身分を変換しております。

また、介護職員につきましては現在、この人数で現場のほうサービス提供していることから、現状の人数として対応させていただくということで、給与費がマイナスになっております。

以上、収益的支出について、説明終わらせていただきます。

**相澤委員長** 時間延長について、お諮りします。

本日、提案されております議事が全て終わるまで、時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 異議ないものと認め、時間を延長することとしました。

収入の部も続けて、お願いします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** それでは引き続き、収益的収入について、説明させていただきます。

資料は101ページ、予算書については19ページをお開き願います。

1款 特別養護老人ホーム事業収益、1項 事業収益、1目 施設介護料収益です。

3億2,957万8,000円です。入所は77名、介護度4で、単価については1万1,695円となっております。また、今年度は31年度うるう年になるため、366日で計上させていただいております。

前年対比で、166万5,000円マイナスとなっております。昨年度は、78名で計上させていただいておりますので、おおよそその1名分のマイナスという状況になっております。

続いて、2目 居宅介護料収益で、1,618万6,000円です。

利用者については1日4名、介護度は3で、単価については1万1,150円となっております。

前年対比で、383万9,000円のマイナスとなっており、前年度と対比して1名少ない予算計上としております。

続いて、資料102ページをお開き願います。

3目 利用者等利用料収益で、6,091万9,000円です。前年度と同様の額となっております。

続いて、予算書20ページをお開き願います。

2項 事業外収益、2目 他会計負担金 317万8,000円となっております。

昨年度よりはじめた介護サービス利用者負担軽減事業負担金で、一般会計からの負担金となります。

続いて、3目 道費補助金 15万6,000円です。これについては、12月にフィリピンから2名介護福祉士候補生を受け入れるにあたって、学生支援補助金として、道のほうから補助していただけるもので、基本的には年間で23万5,000円の金額になります。ただし、31年度につきましては、12月からの受け入れということで、それを12で割った1か月あたり1万9,500円の4か月が対象というようなこととなります。

5目 その他事業外収益で、482万5,000円となっております。介護サービス利用者負担軽減事業の補助金で、国や北海道、また町からの補助金というふうになっております。

この負担軽減の事業につきましては、先ほどの負担金と補助金あわせて、おおよそ800万円の事業となっております。

続いて、資料はそのまま、予算書については22ページをお開き願います。

2款 通所リハビリテーション事業収益、1項 事業収益、1目 居宅介護料収益です。

7,655万6,000円で、要介護者21名、要支援5名で、日曜日と年末年始の休みを除いた309日での予算計上となっております。

要介護者の単価につきましては1万100円、要支援1は月額1万7,120円、要支援につきましては月額3万6,150円となっております。

前年対比で693万4,000円のマイナスとなっております。これにつきましては、昨年までは日曜日も営業しますということで予算を計上しておりましたが、サービス提供日数がおよそ50日マイナスになっておりますので、その分の収入減というふうになっております。

2目 利用者等利用料で、369万8,000円です。昼食1食あたり、480円の実費負担分となっております。

以上、収益的の収入の説明を終わらせていただきます。

**相澤委員長** 説明が終わりました。質疑等ございましたら、上げていただきたいと思いますが。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、それでは資本勘定のほうに移っていただいでよろしいでしょうか。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいざりび事務長** それでは、資本的収支について、説明させていただきます。

資料については106ページ、予算書については31ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費で、30万3,000円です。

5月に元号が変わるため、システムの改修が必要なものの予算計上となっております。

2項 繰出金、1目 介護老人保健施設事業清算特別会計繰出金 3,409万6,000円です。

先ほど収益的支出でも説明したとおり、老健時代の起債の償還の特別会計で処理するものとなっております。

3項 介護福祉士養成資金貸付金、1目 介護福祉士養成修学資金貸付金 168万円です。

条例制定で先ほどの条例での説明したもので、今年度より実施するもので、84万円の2名分の計上となっております。

4項 介護職員支度金貸付金、1目 介護職員支度金貸付金 147万円です。

先ほどの条例での制定でも説明させていただいたとおり、今年度より実施するもので、介護福祉士の資格を持っているかた、初任者研修修了者、無資格者、各1名ずつでの予算計上となっております。

また、資本的収入ですが、昨年度に引き続き、計上しておりませんので、支出のみの予算となっております。

以上、説明のほう終わらせていただきます。

**相澤委員長** 説明が終わりました。質疑等ございましたら、上げていただけますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** ないようですので、これで介護サービス事業会計については。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** 資料の107ページをお開き願います。

高齢者介護サービス事業の中期収支計画でございます。

29年度、老健時代の決算から35年度までの計画ということでの計画書となっております。

表の上段に利用者数を掲載しております。この利用者数をもとに、収益と費用を計算したのとなっております。

30年度につきましては、現在の利用者数をもとに見込みを載せております。

入所につきましては72名、短期利用者については3.5名、通所については21名となっております。このものから収入費用の部分の部分を載せております。

下から7行目です。事業損益になります。おおよそ8,300万円のマイナスという状況となっております。

純利益は6,650万円と黒字になっております。これは、恵心園の清算に伴って町から1億円の補助をいただいたことから、黒字という状況になっております。

一番下です、現金残高。現金残高につきましては、おおよそ1億円ということで、1億円の補助をもらって、1億円しか残らなかったというのが今年度の決算見込みとなっております。

31年度につきましては、現在2月末時点で特養の利用者については、74名となっております。この間、4月から2月まで新規で受け入れた利用者については29名、ただし退去と言うのですか施設から出たかたが25名と、実際4名しか増えていない状況です。これがスタートの時点で、80名からスタートしていれば特に問題なかったのですけれども、スタートが70名・71名からですので、なかなか利用者が増えていかないという状況です。

また、函館市内では特養の待機者というのは、かなりいます。ただし、木古内含めて知内だとかについては、この辺の利用者の取り合いになっていきますので、先ほど前段で管理者が言いました利用料の関係で、知内に行くかただったりだとかということで、いろいろ

分かれていくというところで、なかなか増えそうで増えていかないと。12月にマックス77まで利用者来たのですが、1月には予定していた3名が皆さん知内のほうに入ったりだとかで、増えていかなかったということがいま状況進んでおりますので、31年度については77名で利用者計上しておりますので、まずはそこまで利用者を持っていきたいということで、対策を考えておりますので、よろしく願いいたします。

31年度につきましては77名、短期については3名、通所23名をもとに計画を見込んでおりました、最終的には現金残高8,100万円で、2,000万円ほどのマイナスになるのではないかという見込みとなっております。

また、32年度以降については、31年度で利用者確保しつつ、入所については78名、短期については5名、通所については25名と利用者を増やしております。そのことから、32年度では現金のマイナスは250万円ほどになるのではないかなというふうに試算しております。ただし、33年度から29年度に国保病院から1億円を借り入れた、起債の借り入れた部分の返済がはじまります。また、施設改修をした起債の償還もはじまって、あわせておおよそ2,100万円ほどの資金が償還に回るということで、実際には純利益は4,200万円から4,300万円ほどになりますが、現金収支では33年より2,000万円を超えるマイナスになっていくという状況で、いまのままで推移していくと35年度の末での現金残高が1,200万円ほどという状況で、かなり厳しい状況にはなっております。ただ、今年度の31年度の10月の消費税の10%になることで、まずは社会保障費が増えます。そこで、介護報酬ベースでどの程度増えていくかというのと、当然そこには利用者を増やしていかなくはないというのは大前提ですので、まずそこを利用者の確保。あとは当然、費用の抑制というか効率の良い事業展開をする中で、費用を抑制した中で、毎年度この計画を見直しながら、単独の事業運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**相澤委員長** ありがとうございます。

竹田委員。

**竹田委員** かなり31年度の予算計上の中では、そんなに驚かなかったのですけれども、いまの107ページのこの資料の説明、1億円の補てんをさせていただき余裕が出て、左うちわだなんていうふうなちょっと思いがあったのですけれども、ただ日々、入所が伸びないということ。やはり施設ですから、だいたいマックス88の8床のうち75とか77であれば、経営的にはしんどいと思います。ただやはり待機者、この近隣の待機の部分も知内町との取り合いになっているという部分。これは、特養に例えば統合、移行する時点で常任委員会等でも議論させていただいたのですけれども、やはり知内が安いというのは、居室の部分がない部分が結構大きな影響だっているという声も聞いています。やはりそれが厳しいんだって。この辺はどうなのでしょう、特養、病院会計ばかりでなくて行政含めて、健全経営に持っていかなければ、いくら努力しても入る人がいなければ、こういう最終的には一般会計の補てんになるっていうそう思うのですよね。ですから、いまから2年先、例えば来年に向けてというようなことの検討を私はすべきだっているように思っているのですよね。

これは、今回の予算委員会ばかりでなくて、今後の常任委員会だとかいろんな事務調査の中でも議論していかなくやならない事項だろうなというふうに思っているところなのです。ただ、先般聞いたらあまり待機者もないという実態、重なっているのですよね。在宅、病院、別な施設だとかってそういうのもあるものですから、やはりその辺の経

営のことがすごく見通しが暗いとなれば、もう早くから改善策を出さなきゃならないのかなっていうふうに思っていますので、もし考え等あればもらいますし、いまなければ後ほどでも結構です。

**相澤委員長** 小澤管理者。

**小澤病院事業管理者** おっしゃるとおりだと思います。先ほど冒頭でも申し上げたとおり、介護報酬っていうのは質の問題じゃなくて量の問題でまだ留まっています。ですから、量をどういうふうにして増やすかということが唯一の課題だと考えていいと思うのです。

ただ、高齢者が増えたといってもなかなか入らないという状況がどこにあるのかっている現実にもう少し分析する必要がありますが、もし知内や福島なんかと競合するということであれば、うちの施設がそれがない特別な特徴を持たせるっていうことが非常に大事だと思います。そのためには、他の2町村が単独の特養施設であるのと違って、木古内は病院事業の中で経営されていますので、医療依存度の高い質を集中的に上げるという方法が考えられます。それから、そういうふうにするのだという意思表示をどこかできちんと宣伝していかなくちゃいけない。それは、今回の予算の中でもありますインターネットホームページの更新ということになります。そうしながらやはり宣伝をして、特徴というものをどんどん出していき、そして入った人の口コミでどんどん入所者を増やすということ以外は、適切な方法はないのではないかと考えております。私がいま考えているのは、そういったところです。もし皆さんで良いアイデアがありましたら、是非頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

**相澤委員長** 副町長。

**大野副町長** 小澤管理者のほうからも発言がありましたので、私のほうからは一般会計のほうからの考え方ということで。

今回、この中期収支計画を出すのにあたっては、危機感を持って出したつもりでございます。29年の際に恵心園と統合するという中では、78人の入所者で経営がトンの状態になりますよというお示しをしたわけです。それが現実、実現できなかった。

そこに持っていくためには、やはり2年またかかるだろうと。そういった中では、雪だるまとは言いませんけれども、マイナスが増えていってしまうだろうと。そうした時にこの5年の中で、先がいま見えてきましたから、現金が枯渇をするという状況を招きたくはありませんので、早々に取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。それは、特養の事務長、そして我々行政のほうとあるいは保健福祉課含めて、検討協議を重ねていきたいというふうに思っております。

それで、いまホームページの話も出ましたけれども、事務長に話をしているのはこれ理論上の話なのですが、80床の部屋に対して瞬間風速で1割超えていいのですね、88まで。

うちは、8のベッドがあります。年間通して80平均でいけば、ペナルティはないわけです。選んでもらえる施設というのは、交通環境もうちは整っていますから、駅から歩いて5分で家族のかたが訪問できる施設でもあります。そういったところを上手くホームページ上で宣伝って言ったらいいのですか、そういうこともやっていく中で入所者を確保する。

確保すると今度、従事者が足りないというまたそういう悩みも出てきます。その辺は、しっかりと連携をしながら、事務長のほうと連携をしながら、施設の職員のかたの負担にならないような方法も含めて、いろんな矛盾を抱えながらもやはり経営を主にするのか、

いま言った中では外からの入所を考えていますけれども、いやいやそうじゃないだろうと。

議員の皆さんからするとやはり地元のかたに利用してもらうのが先でしょうという話にもなるかと思えますので、その辺の何と言うのですか、塩梅をどう取っていくのかも含めて、悩んでいきたいというふうには思っておりました。以上です。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 中期収支計画ということで、慌ただしくスタートして中期の収支計画、内容はさておいて私個人の中では、正直ホッとしている部分はあるのです。事故なく何とかここまでスタートされたなという部分は、職員の皆さんの努力が相当あったのだろうなど。

やはり間接的に聞こえてくるのですよね。やはりいろいろスタート当時は大変だったけれども、どんどん職場環境が慣れてきたよとか、そういった前向きな言葉が最近聞かれるので、そこに対しては大変嬉しく思います。

それで先ほど、管理者、そして副町長のほうからお話ありました。私もちょっと同じようなこと考えていたのですが、やはり改善策という部分で、ホームページで利用料ですよね。これは、近隣施設とのどうしても比べられてしまうので、そうすると次何かとなるとやはり質と量のバランスだと思うのですよ。この三つは小澤管理者も副町長もおっしゃっていたのですけれども、私大切だなんて思うのは、やはりロコミだと思うのですよね。

高齢者のかた、もちろんホームページを新しく作るということは、幅広く発信できるということは、もちろん利点なのですけれども、実際入られるかたとかなかなかそういうネット環境にない利用者さんになるようなかたは、やはりロコミが一番大切だと思います。

それで、そのロコミは何なんだろうって考えた時に、25名出られたという東事務長おっしゃっていましたがけれども、そこにもしかしたらヒントがあるんじゃないかなと思って聞いていたのです。ですので、その25名のかたのいま手元に資料がなければ答弁はしないのですけれども、人それぞれ理由はあるかと思うのですが、どういう理由で出られたのだろうか。その分析が4月以降、結果として良い結果になるためには、そこに解決策がヒントがあるんじゃないかなと思いますので、是非そこ分析・調査していただいて。ただ、もう出られたかたを追っかけるといのはちょっと難しい部分ありますので、職員のかたの声も含めて分析していただければなと思いました。

**相澤委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** 鈴木委員のロコミでの部分ということで、25名の出られたかたの内訳ですが、25名の内訳大変申し訳ないのですけれども、そのうち何人がどうだこうだというところ、いま手元に持っていません。ただ、基本的には7割から8割が亡くなられたかたです。あとは、長期入院で施設を退所されるかたが大きな原因です。

実際、いまうちの施設で入っているかたの平均介護度は4です。平均年齢は、ほぼ90歳のかたです。ですので、施設に入られるかたについては、当然それなりの状況の中入ってきますので、何かあると当然病院のほうに行かなきゃならない。なかなか帰ってこれない。

先日もギリギリまで施設のほうで見ていたのですけれども、もう限界だということ国保のほうに入院されたかたもいますので、25名のほうについてはおおよそそのような方々です。

実際、恵心園の職員のかたもううちの施設で働いていますので、恵心園の場合どうでしたかという話もちょっとさせていただいたのですけれども、恵心園はどうしてもキャパが50



床だったということもあるのですけれども、いま25名ですのでだいたい1か月2名から3名のかたが退所されているような形なのですけれども、恵心園だと1から1.5だったということで、やはりいまのうちの状況とすればちょっと多いのかなという状況です。

ただ、新規入所者についても29名ということで、入所にはあたらないうちでも月だいたい5・6件の相談はあります。ですので、その方々を上手く導きできればもっと利用者が増えていけるのかなというふうにも思いますし、これは私の感覚ではあるのですけれども、国保病院からの連携って結構多いのです。入院して、そのあと自宅で生活できないので、施設入所というかたがあるのですけれども、国保病院の説明でもあったとおり、入院患者さんが減っているということで、そこからの利用の数も減っているのかなというふうにも思いますので、あとは市内の病院からの受け入れを少し強化していければなというふうに思っておりますので、まずはいろいろな策を取りまして、利用者をまず80床まで持っていくと。その中で、88床までの枠ということで、ショートステイも引き続きたくさん入れられるような体制を作りながら、利用者確保にあたっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 25名のうち7割から8割が亡くなられたということは、ちょっと私も知らず質問させていただいたわけでございますけれども、やはり難しいですね。現場のかたが一生懸命されていますけれども、やはりとても難しいなといま答弁聞きながら思いました。

それで、最後に一つだけ確認させてください。

副町長のほうからもマックス88ですけれども、年間とおして80であればという話ありましたが、年間例えば80キープできた場合、経営的にはどうなのですか。黒字になるのでしょうか。それともちょっとすみません。

**相澤委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** まず、利用者がある程度確保されてというところだと思います。利用者88の枠というのは、基本的には特養での入所はマックス80名です。

プラス8名については、ショートの受け入れで8で88になりますので、特養で80の受け入れとプラスアルファでショートで何名受けられるかが収入になるかなと思います。

特養と通所の運営だけでいくと、確実にプラスです。ただ、ここで大きな問題になるのは、施設の借金、起債の償還の部分が結局はマイナスになると。マイナスになるっていうのは、現金が減っていくということです。ですので、結局そこが本来であれば施設運営としてプラスマイナス、その分も含めてプラスマイナスにならなきゃならないというところで、いまなかなか難しいというところと、あとは国保病院での1億円の借り入れの部分が老健時代の1億円の借り入れをしていかなきゃならないというところがマイナスの要因になっているというような状況です。

**相澤委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** ありがとうございます。

起債の償還、借り入れの部分を除けば頑張って80という大台の目標と言いますか、それも私も理解できましたし、是非頑張っていただいて、何とか中期計画だと1,200万円という説明ありましたけれども、説明の中で私もだいぶ中が把握できましたし、具体的にこれからやるべきことがたぶん見えてきたのかなという感じもしますので、引き続きよろしく

お願いいたします。ありがとうございます。

**相澤委員長** 平野委員。

**平野委員** 老健から特養にする時に、函館の施設等々の現状を見ると、余裕で計画では78でやっているけれども、80を通り越して余分な部分が入ってきて、受け入れがたくさんいて困るだろうなんて安易に思っていたのですけれども、いざ蓋を開けて見ると近隣町村との奪い合いと言いますか、現状74・75名だと。78に目標するにも今後、苦労が多くなって話の中で、この予算の中に戻るのですけれども、ホームページで100万円をかけると。それには当然ながら、入所者の受け入れも含めて職員の確保もという目的もあると思うのですけれども、入所者をまず迎入れるという観点からいくと、ホームページを見ていろいろパソコンだったりタブレットだったりで見ると、見るのは入所者じゃなくて、子だったり孫だったりするわけですね。私も親戚もそうですし、地元の近隣の住民もそうなのでも、予備軍と言いますか将来特養に入るって考えているかたいっぱいいらっしゃるのですね。その人達が必ず目にするのは、パンフレット。老健と合併されてからパンフレットって新しく作られていないのですよね。簡易なというのか。我々も例えば家を建てる時とか車買う時ってパンフレットをいろいろ探して、見栄えが良いものを目惹かれるというのか、私のおばさんも市内のいろんな特養のパンフレットをもらってくると、私も拝見したのですけれども、おばさんが旦那さんをいれるので選んだところがパンフレットが一番立派なところだったのですよ。そのパンフレットによっては、その施設のこの施設良いね悪いねっていうのがすごい差があるというのか。ですから、100万円のホームページも良いと思うのですけれども、見栄えの良いパンフレットをせっかく海に囲まれている良い絵、背景の写真とかも撮れると思うのですよね。そういうのも作ってPRしたらどうかと思います。

それと、先ほど副町長言ったように、場所が良いと。一般質問のデマンドバスじゃないのですけれども、公共の交通も充実しているということですから、例えば恵心園時代もそうだったのですけれども、ご夫婦で旦那さんが入られた時に、奥さんがお見舞いに行きたいという時に、公共のバスでは行けなかったのです。行けないというか途中で下りて、歩く距離がだいぶある。老健もそうなのですよ。定例会初日に言ったとおり、旦那さんが入るような年の夫婦の奥さんなのか旦那さんなのか、歩くの大変な人が多くて、市内のそれこそ公共の交通使っても歩かずにそこにお見舞いに行ける場所を選ぶという人も結構いるのです。ですので今後、老健の場所にお見舞いのかた、車持っていないかたっていうこととなりますけれども、その方々が気軽に行けるような交通の対策も考えることが今後、町内の方々の入所の促進というのかになるなと個人的には思いますので、そこも町と連携して取り組んでいただきたいというよう思います。以上です。

**相澤委員長** 東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** 平野委員のパンフレットのPRだとか、家族の見舞いという部分については、正直ちょっと頭が回っていなかったというのもありますので、まずパンフレットについては、ホームページも作りますので、その辺で新しいパンフレットをちょっと企画してみたいなというふうにも思いますし、家族の見舞いについては、町ともいろいろ検討させていただければなというふうにも思います。

**相澤委員長** ほか。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうからは、ある意味苦言になるのですけれども、いま同僚委員からいろいろ話出ました。やはり私もびっくりしたのは、最終35年度のいわゆる1,200万円程度の残ですよ。いろいろこれを維持する、あるいは増やすためのいろんな施策の方法やお話をいただいたのです。あるいは、副町長からも入所者を増やすだとか、私はそんな生やさしいものじゃないと思うのですよ。どの会社でもやはり陣取り合戦をするわけです。

自分のところの会社を維持するためには一工夫、こういう作戦を取るんです、どこでも。

だから、我々がいま考えていることは、他社さんもやることなのです、要は。私はそう思っているのです。だから、例えば35年に向けていろんな黒字になるべく施策を取るんだと。それは、もちろんそのとおりだと思います。しかし私は、3年かかると思います、軌道に乗るまで。いま言ったように、副町長からもいろんな80にすれば良いとか何とか言われますけれども、あるいは同僚委員からも景色が良いからそういうこともPRしてよというようなことも出ました。だけれども、実際に介護されるかたというのは、そんな景色だとか見ないのですよ。実際に人間が携わらないともう常に行きたくない、私そうだったから、うちの親が。うちは七飯だったのですけれども。とにかくやはりきついのですよ、見るほうは。そういうことも含めて、確かにそういうことも一理ありだけれども、やはり軽視したらならないと思うのです。そのためには鈴木委員が言ったように、やはりうちが何が一番良いところなのだと。そこだと思うのです。先ほど分析って出ましたけれども、その分析をしっかりとやらないと弱みが我々はわからないと私は手を打てないんじゃないかと。手を打ってもなんかそれ空振りで、ああ失敗しちゃったというようなことの方が多んじゃないかと思うのですよ。だから私は、じゃあ新井田さん何か対案言ってくださいよって、それはいま言えないけれども、ただ感覚的には皆さんがおっしゃったようなことが仮に上手くいく、いったとしても私は3年かかると思います、黙って。そんな生やさしいものじゃないです。そのためにはやはり町含めて、我々もそうだけれども、そういう目標に向かったそういう信念を持ってやらないと、私もちょっとそういう営業で経験したのですよ。そういう部分で会社対会社、対自分の会社、他社の同業に対しての部分も含めて、いろんな分析をしつつ、そんな自分で策を講じていろいろ足を運んだり汗を流したり、そういうことをしてきました。だけれども、大概のことはほかの皆さんもやるのですよ。だから、その辺はもう一回ちょっと頭に置きつつ、これは本当に申し訳ない、声をちょっと荒げちゃったのだけれども。これも何もやはり皆さん、我が町のそういうような方向が上手くいってもらえればというような思いですから、それはちょっと大変失礼な声の出し方で申し訳ないのだけれども、とにかくそういうことを念頭にいれながら、頑張っていたきたい。そんなふうに強く思いましたので、一つよろしくお願いします。

**相澤委員長** ほかにないですか。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** 新井田委員のご要望というかご意見に対しては、真摯に受け止めてしっかり対応していきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**相澤委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** では、この部分は終了したいと思います。

続けて、介護老人保健施設の事業会計のほうをよろしくお願いします。

東事務長。

**東特別養護老人ホームいさりび事務長** 次に、木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算について、説明させていただきたいと思います。

予算書については、一番後ろのほうになります。

1ページをお開き願います。

木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算です。

歳入歳出予算ですが、歳入歳出それぞれ、4,405万3,000円となっております。

7ページをお開き願います。

歳出です。

1款 老健事業清算費、1項 老健事業清算費、1目 老健事業清算費、23節 償還金利子及び割引料 4,405万3,000円です。

老健時代の起債に係る償還になります。元金で3,409万6,000円、利子が995万7,000円となっております。

続けて、戻りまして5ページをお開き願います。

歳入です。

1款 繰入金、1項 繰入金、1目 高齢者介護サービス事業会計繰入金、1節 高齢者介護サービス事業会計繰入金です。4,405万3,000円で、歳出と同額の歳入となっております。

以上、木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算の説明を終わります。

**相澤委員長** これについての質疑はないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** これで全て終了いたしました。病院事業の皆さんには、大変ご苦勞様でした。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の件いろいろございましたが、総括はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**相澤委員長** なしとの声がございますので、ないものとして進めます。

改めまして、本日の審議は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

あす8日は、午前9時半から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

どうも長い間、ご苦勞様でした。

説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、構口建設水道課長、木本（邦）主査  
岩本主査、小西主査、小田島主査、村上主任、土門主事、大山主事、村岡主事  
吉本主事、野村教育長、吉田（宏）生涯学習課長  
吉田（宏）学校給食センター長、堺主査、平野（智）主査、松本主任、渋谷主事  
小澤病院事業管理者、平野病院事業事務局長、浅水総看護師長、西山（敬）主査  
東特別養護老人ホームいさりび事務長

傍聴者 なし  
報 道 なし

予算審査等特別委員会  
委員長 相 澤 巧